

令和6年第2回(3月)筑紫野市議会定例会
第3回予算審査常任委員会

○日 時

令和6年3月13日(水)午前9時00分

○場 所

第1委員会室

○出席委員(22名)

委員長	上村和男	副委員長	城健二
委員	田中允	委員	横尾秋洋
委員	辻本美恵子	委員	赤司泰一
委員	高原良視	委員	西村和子
委員	原口政信	委員	白石卓也
委員	宮崎吉弘	委員	山本加奈子
委員	八尋一男	委員	古賀新悟
委員	坂口勝彦	委員	段下季一郎
委員	前田倫宏	委員	檜木孝一
委員	佐々木忠孝	委員	吉村陽一
委員	赤司祥一	委員	春口茜

○欠席委員(0名)

○傍聴議員(0名)

○一般傍聴者(0名)

○出席説明員(22名)

総務部長	嵯峨栄二	財政課長	高木伸泰
財政担当係長	尾形基貴	契約担当主任	田中優子
総務課長	濱崎博文	総務担当係長	市川勝也
危機管理課長	中村昭治	生活安全・防犯担当係長	結城哲雄
管財課長	永利俊美	管財担当係長	永田裕二
人権政策・男女共同参画課長	谷典士	人権文化センター担当係長	岡嶋聖司
男女共同参画担当係長	末吉裕美子	企画政策部長	宗貞繁昭

秘書広報課長 亀井美和
企画政策課長 中尾泰明
デジタル政策担当係長 力武晋平
行政管理担当係長 平島知子
会計課長 岡本有司

広報広聴担当係長 原田典忠
企画政策担当係長 齊田誠
人事課長 永田貴也
人事担当係長 中村淳二
出納担当係長 葉山順子

○出席事務局職員（3名）

局長 荒金達
主事 井形光介

課長 大久保泰輔

開会 午前9時00分

○委員長（上村和男君） 皆さん、おはようございます。第3回の予算審査常任会を開会いたします。

傍聴の方はおいでになりませんので議題に入りますが、その前に、部長がおいででございますので、一言だけ御挨拶をいただいて始めていきたいと思っております。

嵯峨部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） おはようございます。総務部の嵯峨でございます。

令和6年度筑紫野市一般会計予算、各課集中審査に当たりまして、今日から3日間になると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

本日から3日間の集中審査、各課それぞれ丁寧な説明に努めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（上村和男君） それでは、議題1、令和6年度筑紫野市一般会計予算の審査についてに入ります。

まず、集中審査日程についてでございますが、これについては、12日の委員会協議会において集中審査事項の抽出を行いましたので、それに基づきお手元に令和6年度筑紫野市一般会計予算審査各部課集中審査日程表（案）をお配りしております。

審査日程は、審査日程表案のとおり、本日3月13日、14日及び15日の3日間とし、総務市民常任委員会所管分、文教福祉常任委員会所管分、建設環境常任委員会所管分の集中審査が終了した後に議員間討議を行い、皆さんの御意見をいただいた上で、討論、採決をしたいと思っておりますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） 日程案について、説明は以上ですが、何か質問がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） では、お諮りいたします。

令和6年度一般会計予算審査における集中審査日程は、お手元の日程表（案）のとおりとしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） 御異議なしと認めます。よって、令和6年度一般会計予算審査における集中審査日程は、お手元の日程表のとおりとなりました。

それでは、集中審査に入りたいと思いますが、あらかじめ申し上げておきます。発言のある委員は、挙手の上、私から指名を受けた後、スイッチを必ず入れて発言をしていただきますように、あらかじめお断りを申し上げておきます。

それでは、説明に来ている職員の紹介をお願いします。

○総務部長（嵯峨栄二君） まずは、総務部所管といたしまして、今回、財政課、総務課、危機管理課、管財課、人権政策・男女共同参画課ということになっております。御説明申し上げます。

まずは財政課でございます。職員の紹介をしたいと思います。

財政課長の高木でございます。

○財政課長（高木伸泰君） 高木でございます。よろしくお願いします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 財政担当係長の尾形でございます。

○財政担当係長（尾形基貴君） 尾形と申します。よろしくお願いします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 財政担当主任の田中でございます。

○財政担当主任（田中優子君） 田中と申します。よろしくお願いします。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） よろしくお願いいたします。

それでは、審査に入りたいと思います。

資料要求事項、財政課の分の令和6年度地方財政計画について、項目別にやりますので、財政課長から説明願います。

財政課長。

○財政課長（高木伸泰君） それでは、まず初めに、令和6年度地方財政計画について御説明をさせていただきます。

予算審査資料の2ページをお開きください。資料としましては、令和6年度地方財政計画の概要ということで、今年の2月に総務省が出した資料を掲載させていただいております。この地方財政計画とは、国の地方財政に対する指針を表しておりまして、個々の自治体の積み上げではなく、地方団体全体の見込額が示されているものでございます。本市の予算編成には、主に地方交付税、臨時財政対策債の額の計上に関わってくるものでございます。

まず、ページの上段、1、令和6年度の地方財政の姿ということで、通常収支分の説明となります。

(1) 地方財政計画の規模ということで93兆6,388億円、前年度が92兆350億円でしたので、前年度比1兆6,038億円増のプラス1.7%となっております。これは、地方団体全体でこれぐらいの規模になるのではないかと国は予測となっております。ポイントを絞ってお話をいたしますと、次に(4)に飛びまして、地方交付税の総額ということで18兆6,671億円、前年度比3,060億円増のプラス1.7%となっております。続きまして(8)でございますが、財源不足額ということで、地方団体全体で1兆8,132億円、前年度比1,768億円減のマイナス8.9%になるのではないかと国は予測をしております。

その下の東日本大震災分は飛ばしまして、ページ下段を御覧ください。

通常収支分の1、地方財源の確保というところで、地方税、地方譲与税、地方交付税などの計画が載せられておりますが、地方税の部分を御覧ください。地方税につきましては42兆7,329億円、前年度比1,422億円減のマイナス0.3%になると国は見込んでおります。

次に、地方債の部分になりますが、臨時財政対策債と書いてある部分を御覧ください。4,544億円、前年度比5,402億円減のマイナス54.3%となっております。

そして、3ページ上段に移りまして、2、地方交付税の確保の部分を御覧ください。ここでは、国の一般会計と特別会計において、国がどのようにして地方交付税の予算を確保したのかということが書かれており、結果としては前年度比プラス1.7%になっていることが書いてございます。

そして、ページの真ん中辺り、(参考)というところに地方交付税の推移を載せた表があるかと思います。平成27年度から令和6年度までの推移が掲載されております。御覧いただけますように、この10年間で一番、地方交付税の総額が確保されている状況となっております。

次に、ページ下段にお移りください。

3、臨時財政対策債の抑制等地方財政の健全化というところで、ここは臨時財政対策債が前年度比でマイナスとなった理由が書かれている部分となりますが、簡潔に申し上げますと、地方の財源不足が縮小する見込みであるので臨時財政対策債を抑制することができましたということが書かれております。

その下の参考というところで、臨時財政対策債の推移を載せた表があるかと思います。平成27年度から令和6年度までの推移が掲載されております。御覧いただけますように、この10年間で一番、臨時財政対策債の総額が抑制されています。

次に、4、財源不足の補填では様々書かれておりますが、財源不足を補填するに当たっ

ての国の考え方が書かれている部分となります。簡潔に申し上げますと、国だけで財源不足を補うことができましたということが書かれております。

次に、4ページを御覧ください。ここからは国が見込んでいる地方団体の主な歳入歳出項目が掲載されております。

5、定額減税による減収への対応につきましては、いわゆる1人4万円の定額減税のうち、1万円の個人住民税分が減収することについて、地方特例交付金により補填する、地方交付税も維持するということが書かれております。なお、本市の予算における個人市民税の減税、地方特例交付金の増額につきましては、その全体の見通しがついてから改めて提案をさせていただくことを考えております。

次に、6、こども・子育て政策の強化に係る地方財源の確保について。1点目、2点目については、こども・子育て支援加速化プラン及び地方独自のこども・子育て施策の実施について地方財政計画の歳出に計上しますということが、3点目については、こども・子育て支援事業債という地方債のメニューを創設しますということなどが書かれております。

次に、7、給与改定・会計年度任用職員への勤勉手当支給に要する地方財源の確保について、令和5年人事院勧告に伴う所要額を地方財政計画の歳出に計上しますということが書かれております。

次に、8、物価高への対応について。公共施設の光熱費の増加や施設管理の委託料の増加を受け、前年に引き続き所要額を計上しますということなどが書かれております。

次に、9、地域脱炭素の一層の推進及び10、消防・防災力の一層の強化につきましては、それぞれの地方債の対象を一部拡充しますということなどが書かれております。

次に、11、地域の経済循環の促進、地方への人の流れの創出・拡大につきましては、民間事業者への助成や民間企業の社員の受入れを行う際に、地方負担の一部を特別交付税の算定に計上しますということが書かれております。

次に、5ページを御覧ください。

12、地方公務員の人材育成・確保の推進については、人材を育成する取組に対し、特別交付税を措置しますということが書かれております。

次に、13、デジタル田園都市国家構想事業費・地域社会再生事業費については、引き続き地方団体が、地方創生、デジタル実装、地域社会の再生に取り組むためという名目で、引き続き地方財政計画の歳出に計上しますということが書かれております。

次に、14、新型コロナワクチン接種に係る地方財政措置につきましては、令和6年度よ

り臨時接種から定期接種となるコロナワクチンについて、所要額を計上します。

次の15、社会保障の充実及び人づくり革命等では、昨年度に引き続き所要額を計上しますということが書かれております。

次の16、公営企業の経営安定化支援につきましては、交通事業など公営企業に関する記述なので、飛ばしまして、最後に、17、経営・財務マネジメント強化事業の拡充については、地方団体へ専門アドバイザーを派遣する事業の内容を拡充ということが書かれているところです。

地方財政計画の説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりましたので、質疑のある方は手を挙げてください。坂口委員が早かったね。

○委員（坂口勝彦君） 3ページの臨時財政対策債の抑制等地方財政の健全化のところなんですけど、この臨時財政対策債の抑制ができたということで、前年比で54.3%減になっています。半分以上減っている状況なんですけど、どのような理由があるのか、お尋ねをいたします。

○委員長（上村和男君） 課長。

○財政課長（高木伸泰君） こちらの臨時財政対策債については地方交付税の算出に関わるのところなんですけど、この同じ3ページの上段、地方交付税の確保の欄を御覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、いわゆる国の財源が増えることによって地方交付税が増加し、結果的に地方の財源不足を補う臨時財政対策債を減らすこととなります。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 2点あります。

4ページの項目の6、こども・子育て政策の強化に関わる地方財源の確保のところの丸の三つ目、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善を速やかにするというところで新たな事業債を創設しているんですが、令和6年度における筑紫野市のこども・子育てに関わるハード整備部分で、この、こども・子育て支援事業債を活用しているような事業があるのかどうかということが一つと、その下の普通交付税の算定のところで、基準財政需要額の算定をよりの確なものとするため、新たな費目、こども・子育て費を創設してありますけど、これがどれぐらいあるのか出るのかどうか。

それと、こども・子育て費の新たな費目は、18歳以下人口を測定単位とすることになっ

ていますけれども、例えば、こども・子育ての支援策はおおむね30歳ぐらいまでという部分があるので、その辺、事業費として、この費目の算定がこのままでいいのか、あるいは19歳以上の人に対する施策に対する費目というのは、どのような算定で基準財政需要額に組み込まれているのかがというのが分かればお願いします。

○委員長（上村和男君）　しばらく休憩します。

休憩　午前9時18分

再開　午前9時19分

○委員長（上村和男君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

財政課長。

○財政課長（高木伸泰君）　それでは、まず1点目のこども・子育て支援事業債についてですけれども、6年度予算については、こども・子育て支援事業債の活用はございません。地方債の活用につきましては、地方債も財源を確保するためには一定以上必要だと考えておりますが、一方で財政計画に基づく規律も必要だと考えております。ですので、地方債を利用せずに一般財源で賄えるのか、それとも利用する場合は条件がよいものかを精査しながら、必要に応じて提案をさせていただきたいと考えております。

続きまして、2点目のこども・子育て費の算定項目についてでございます。

こちらにつきましては、18歳以下の人口に対しての測定単位という情報が出てきているところですが、普通交付税自体は4月から8月にかけて算定をしていくものになります。その中で、国からの算定の情報等を加味しながら、これから地方交付税を算定してまいります。

以上でございます。

○委員長（上村和男君）　辻本委員。

○委員（辻本美恵子君）　確認ですけど、じゃあ4月から8月にかけて算定するので、それまでこの項目での出入りは分からないということでもいいですか。

○委員長（上村和男君）　財政課長。

○財政課長（高木伸泰君）　まだ、国からそういった算定の詳しい内容が出てきておりませんので、現状で分かっているのは、測定項目が18歳以下の人口になるということでございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） すいません、言葉の説明をお願いしたいんですけど、人づくり革命に関わると。人づくり革命とはどういうものを指すのかなと思って。

○委員長（上村和男君） 財政課長。

○財政課長（高木伸泰君） こちらの人づくり革命については5ページの下段に記載されている、社会保障の充実及び人づくり革命等という欄に計上されているものでございます。こちらにつきましては、幼児教育、保育の無償化であったり、直接、市には関係ないんですが高等教育の無償化であったり、そういったものについて国のほうで措置をしております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 八尋委員。

○委員（八尋一男君） 4ページの9番に地域脱炭素の一層の推進とありますが、具体的にはどういうことでしょうか。例えば、過疎地域における取組を推進するため、過疎対策事業において脱炭素化推進特別分を創設と。これは田んぼの中に、山にソーラーを取り付けるとか、そういうことも含まれるんですか。具体的にはどういうことでしょうか。

○委員長（上村和男君） 休憩します。

休憩 午前9時24分

再開 午前9時24分

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

課長。

○財政課長（高木伸泰君） こちらの地域脱炭素の推進の脱炭素化推進特別分というところですが、こちらにつきましては、過疎対策事業債について脱炭素に関する部分の対象を拡充するものでございます。ただし、筑紫野市につきましては過疎地域がございませんので、このメニューの対象とはなりません。

以上でございます。

○委員（八尋一男君） 分かりました。

○委員長（上村和男君） ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） ないようですから、次に移ります。

令和6年度予算編成方針について、説明願います。

課長。

○財政課長（高木伸泰君） 続きまして、令和6年度予算編成方針について御説明をさせていただきます。

7ページをお開きください。これは、昨年10月に開催しました予算編成説明会において職員向けに示したものでございます。筑紫野市の財政状況は一定の健全な状態を保っておりますけれども、職員向けであるため、あえて厳しい表現としております。

まず、1、市の財政状況と今後の見通しからでございますが、何を書いているかと申しますと、主に下から2段落目になりますけれども、本市の財政状況は健全な状況にあるものの、公共施設の長寿命化、扶助費など社会保障関係費、物価高騰の影響、子ども施策やデジタル化など歳出増が見込まれ、今後の財政状況は楽観できる状況にない。ということを書いております。

8ページに移りまして、2、予算編成に向けてです。

新たに策定する第7次総合計画を着実に推進していくことが求められるため、予算編成に当たっては5年度予算額を基準とし、4年度決算や5年度の予算執行状況を踏まえ、限られた財源を真に必要な分野に配分する。ということを書いております。

そして、3、予算編成の基本的考え方の部分では、予算編成に当たっての基本的な考え方を9ページにかけて九つの項目を示しております。所管課においては、この記載の内容を踏まえて予算要求をするように。ということを書いています。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 質疑のある方は挙手を願います。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 2点あります。

8ページの予算編成の基本的な考え方の（1）に、全ての事務事業についてとあるんですが、まず、なぜ、何のためにというところで非常に厳しい方法に出てきたなと思っておりますが、全ての事務事業について抜本的な見直しということで、各課でどのような検討があったのか、その経過があれば少し説明ください。一つでしたね。お願いします。

○委員長（上村和男君） 財政課長。

○財政課長（高木伸泰君） 各課におきましては、事務事業評価におきまして、その事業自体の目的であるとか、効果、必要性、そういったものを成果指標と照らし合わせて必要なものかどうかを確認しながら評価を行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 確認ですけれども、全ての事務事業ということでしたので、予算書に出ている昨年度との比較で、全く同じ金額があるものを全部対象として検証されたということでもいいんでしょうか。

○委員長（上村和男君） 高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） 昨年度と同じ金額になることについては、各課が額の確認をした上で予算要求し、また、財政課による予算ヒアリングの中で本当に必要なのかを確認した上で予算編成しています。

以上です。

○委員長（上村和男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） なければ次へ移ります。

財政状況の推移に移ります。

高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） 続きますので、財政状況の推移について御説明をいたします。

11ページをお開きください。

財政状況の推移ということで、表の左手の平成25年度から一番右の令和6年度の予算まで一覧でまとめております。なお、令和5年度につきましては、現時点の決算見込額を記入しております。

一番上から、普通会計債の年度末残高、企業債や農集落排水事業債の年度末残高、基金の年度末残高、あと人口や当初予算規模を記載しております。また、普通会計の決算数値としまして、歳入決算額から実質公債費比率まで掲載をしております。

ここで、一番上の段の普通会計債年度末残高部分を御覧ください。表としては2段に分かれておりまして、下段が前年度比となっております。御覧いただけますように、平成30年度は市庁舎建設の関係で約7億円の増となっておりますが、その年を除けば、毎年、地方債残高は減少してございます。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 質疑のある方は、挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） ないようですから次に移ります。

臨時財政対策債借入れ年度一覧表について説明を願います。

高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） 次に、臨時財政対策債の借入れ年度一覧表ということで、13ページをお開きください。

臨時財政対策債については一番上に簡単な説明を書かせていただいていますので、読み上げさせていただきます。

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として認められた地方債であり、地方財政法第33条の5の2の規定に基づき平成13年度から発行しているということで、本市においても平成13年度から臨時財政対策債の借入れを行っております。

表は2段になっておりますけれども、上の段の左手に平成13年度の臨時財政対策債の借入額を、その下に年度末残高を括弧書きで入れております。追っていただきますと、最後の令和5年度は、借入額は1億1,309万4,000円で、年度末残高は138億3,555万6,000円となる見込みでございます。ここに記載はしておりませんが、前のページで普通会計の地方債残高が約206億円となる見込みでございましたので、全体の残高の約67%がこの臨時財政対策債となる見込みでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりましたので、質疑のある方。よろしいですか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 不安なことがあってお尋ねしますが、国がこの臨時財政対策債を縮小していく、それは地方に配るものが十分にあるからもう借りなくていいですよということなんですが、これまでに借りたものについて翌年度に入れてあげますよと言っていたのは、それは全ての市町村が臨時財政対策債を借りなくてよいようになって、前に借り分についてはきちんと繰り入れて戻してくれるということになっているのでしょうか。借りたうちの67%もこれがあるというのであれば、その辺はきちんとしておかないと将来が不安かなと。

○委員長（上村和男君） 高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） この臨時財政対策債のいわゆる元利償還金については、後年度の普通交付税の基準財政需要額に計上されています。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） なければ、次へ移ります。

一般会計歳入性質別総括10年間の表に移ります。

高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） それでは、一般会計歳入性質別総括10年間について御説明いたします。

予算審査資料の15ページをお開きください。

予算ベースとなりますけれども、平成27年度から令和6年度までの性質別に見た歳入状況をまとめております。一番上が市税で、次が地方譲与税、利子割交付金と続きまして、最後の市債まで10年間の推移を載せてあります。

ここで令和6年度の市税部分を御覧ください。

あくまで予算上の見込みでございますが、約144億の税収を見込んでおります。市税につきましては、個人所得の増加などの影響によりコロナ蔓延前を超える水準に向かうのではないかと見込んでいます。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 質疑のある方は挙手願います。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） なければ次へ移ります。

一般会計歳出性質別総括10年間の表について説明願います。

高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） 次に、一般会計歳出性質別総括の10年間でございます。

17ページをお開きください。同じく予算ベースとなりますが、平成27年度から令和6年度までの歳出の状況をまとめております。一番上の人件費から始まりまして14番目の予備費まで、それぞれの費目について10年間の推移を載せております。

ここで、科目4番、扶助費の令和6年度部分を御覧ください。あくまで予算上の見込み

でございますが、扶助費は約131億円になると見込んでおります。平成27年度の扶助費は約82億円で、平成28年度は約87億円、次は89億円と、御覧のように扶助費については毎年増加していますので、令和6年度予算についてもこういった額となっています。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 質疑のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） ないようですから、次へ移ります。

基金残高について説明願います。

高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） 次に、基金残高についてでございます。

18ページをお開きください。

一般会計の基金ごとに一覧表としてまとめておりますけれども、平成30年度から令和6年度までの状況を載せております。

令和6年度につきましては当初予算まで加味した見込額でございますが、今年度につきましては、公共施設の長寿命化に要する費用などに基金からの繰入れを予定しているため、表の一番下から2行目になりますけれども、基金残高は前年度より減少し、179億86万4,000円となる見込みでございます。

なお、一番下の段に対前年度差引額の欄があるかと思っておりますけれども、御覧いただけますように、市庁舎建設の関係などで減となった平成30年度と令和6年度を除けば、毎年、基金残高を増額させています。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 質疑のある委員は、挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） なければ、次へ移ります。

各課ごと予算額の増減の一覧表に移ります。

高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） 次に20ページでございますが、課ごとの予算額の増減についてでございます。

まず、部ごとに大きく振り分けておりますが、その中で課ごとに分けて記載をしております。今回は組織改編の影響もございましたけれども、一番上の企画政策部の企画政策課か

ら始まりまして、一番下の農業委員会事務局まで記載をしております。それぞれの課の令和5年度予算、令和6年度予算の対比を差引額として載せております。

主なものを御説明させていただきますと、企画政策部の企画政策課につきましては、差引額として約3億1,000万円の増加となっております。これは、主にシステムの標準化や地域公共交通に関連する予算を増額しているためでございます。

健康福祉部の健康推進課につきましては、差引額として約6億5,000万円の減少となっております。こちらについては新型コロナウイルスワクチン接種に関連する予算を減額しているためでございます。

建設部の土木課につきましては、差引額として約3億7,000万円の増加となっております。これは主に、災害関がけ崩れ対策に関連する予算を増額したことや維持管理課の一部の事業を移管することにしたものでございます。

教育部の学校教育課につきましては、差引額として約4億7,000万円の増加となっております。こちらにつきましては、小中学校のICT化の導入や特別支援教育の支援員の配置に関する予算を増額しているためでございます。

説明については、以上でございます。

○委員長（上村和男君） 質疑のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） ないようですから、次の項目に移ります。

運営管理委託料、調査設計委託料1,000万円以上の事業内容の一覧について、説明をお願いします。

課長。

○財政課長（高木伸泰君） 続きまして、21ページでございますけれども、運営管理委託料・調査設計委託料の事業内容一覧でございます。次の22ページから23ページにかけて、1,000万円以上の委託事業の内容を上げさせていただいております。

まず、委託費といいますのは、市が直接実施するよりもほかの者に実施させたほうが効率的であるもの、あるいは専門的な知識、技術、設備を要する事務、こういったものを執行するときに委託することができるとされております。

また、これら委託料の契約、入札の方法についてでございますが、契約1件当たりの予定価格が50万円を超える場合は原則競争入札となります。指名競争入札の場合、あらかじめ市に登録されている業者の中で、業種や実績などから指名業者を数者選定し、入札を实

施いたします。入札におきましては予定価格の範囲内で最も価格が低かったものを落札者として契約書を締結します。

説明については以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 委託契約をするときに、今ここにあるのは恐らく単年度だと思いますが、複数年度で委託契約するものとの違いというか、事業によってどうして単年度か複数年度にわたってするものがあるのか、それに理由があれば説明ください。例えば、7番目の管理保全課の自転車駐車場管理事業は毎年ずっとあるような管理事業なので複数年度でやってもいい感じがするんですが、これが単年度で行われているのは何らか理由があるのか、御説明ください。

○委員長（上村和男君） 高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） まず、複数年度で契約を行う主な事業の特徴でございますが、こちらにつきましては、複数年度まとめて契約をしたほうが事務の効率化もしくは落札価格の減少に期待できるものに関して債務負担行為や長期継続契約を利用しながら契約をするものでございます。一方、単年度契約につきましては、例えば昨今の物価高の状況であったり、例えば人件費が変動する中で年度を区切ったほうがよいものであったり、そういった単年度で行うべき事情があるものについては単年度で行うこととしております。

以上です。

○委員長（上村和男君） ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） なければ、工事請負費1,000万円以上の事業内容一覧表に移ります。

高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） 最後になります。24ページをお開きください。工事請負費の事業内容一覧でございます。

内容としましては、25ページから26ページにかけて掲載をしておりますが、1,000万円以上の工事請負費を上げさせていただいております。

また、これら工事請負費の契約、入札の方法については、契約1件当たりの予定価格が130万円を超える場合が競争入札となります。競争入札には一般と指名とがございまして、

積算価格が5,000万円を超える場合は一般競争入札を、超えない場合は指名競争入札を原則実施しております。指名競争入札の場合は、先ほどの委託契約と同様、指名業者を数者選定し、予定価格の範囲内で最も価格が低かったものを落札者として契約を締結しています。

説明については以上でございます。

○委員長（上村和男君） 質疑のある方は、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） そしたら説明員が替わりますので、入替えのため少し休憩して、総務課までやりましょうかね。

ちょっとだけ休憩します。

休憩 午前9時46分

再開 午前9時47分

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

新しい方がおいでになりましたので、部長のほうから紹介してください。

部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） それでは、集中審査説明ため総務課の職員が参っておりますので、紹介をさせていただきます。

総務課長の濱崎でございます。

○総務課長（濱崎博文君） 総務課長の濱崎と申します。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 総務担当係長の市川でございます。

○総務担当係長（市川勝也君） 総務担当係長の市川です。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） それでは、文書一般事務事業、ペーパーレス会議システムの内容について説明を願います。

総務課長。

○総務課長（濱崎博文君） それでは、冒頭に申し上げさせていただきますが、本件につきましては、所管課が総務課と企画政策課にまたがっていることや予算書の記載が他の予算との合算になっていることなどから、分かりづらくなっておりますことを御了承くださ

い。できるだけ分かりやすい説明に努めてまいります。

まず、予算資料の29ページ、こちらで先に説明の後、予算書との対比により重ねて説明をさせていただきます。それでは早速、予算資料の29ページを基に御説明申し上げます。

会議資料等のペーパーレス化に係る予算について、アプリケーションソフト関連予算は文書一般管理事務事業、これは総務課ですね、それとタブレット関連予算は情報系システム等管理運営事業——企画政策課で計上しております——、当該事業に関する財源は、全て一般財源でございます。

まず、文書一般事務事業といたしまして、総務課より1,433万8,000円を計上しておりますが、その一部がアプリケーションソフト関連予算であります。

まず、役務費手数料26万4,000円につきましては、ペーパーレス会議システムアプリケーションに関する初期設定費用及び操作研修費用として計上しております。次に、使用料及び賃借料、その他82万5,000円につきましては、アプリケーションソフト使用料として計上しております。事業予算総額1,433万8,000円のうち、この2項目の合計は108万9,000円となっています。

次に、情報系システム等管理運営事業として企画政策課より9,952万6,000円を計上しておりますが、その一部がタブレット端末に関連するものでございます。

まず、需用費、消耗品費、330万4,000円につきましては、タブレット端末のカバー及びタッチペンの購入費用として計上しております。次に、役務費、手数料165万2,000円につきましては、タブレット端末の初期設定費用や新規登録手数料費用として計上しております。次に、使用料及び賃借料、その他830万7,000円につきましては、タブレット端末レンタル料及びデータ通信費等として計上しております。事業予算総額9,952万6,000円のうち、この3項目の合計は1,326万3,000円となっています。

次に、事業の目的についてですが、環境への配慮、働き方改革の一環、業務コストの削減、これらに寄与するものと考えております。

次に、事業の内容についてですが、ペーパーレス会議システム及びタブレット端末を用い、議会や庁議などで使用する資料についてペーパーレス化を行うものであります。

概要についてですが、まずアプリケーションソフトに関しましては、保存容量を6ギガバイト。これは議案書で換算いたしますと約5年分に相当する保存容量でございます。タブレット端末の導入台数につきましては、市議会、執行部合わせて158台を60か月のレンタル契約による調達を予定しています。

タブレット端末の通信契約につきましては、1台当たり月1ギガバイト以上のシェアプランを予定しております。

タブレット端末の保守につきましては、紛失、盗難、故障、破損に対する補償契約及び遠隔管理機能により、管理者による端末一括管理機能を備える予定としています。

それでは、予算書との対比による説明に移らせていただきますので、予算書の83ページをお願いいたします。

中段より下のところの文書一般事務事業、11節役務費の手数料26万4,000円でございますが、これがペーパーレス会議システムのアプリケーションに関する初期設定費用と操作研修費用となっております。

次に、13節使用料及び賃借料、その他82万5,000円。これがアプリケーションソフトの使用料となっております。

続きまして、予算書の97ページをお願いいたします。

一番下のほうの情報系システム等管理運営事業の10節需用費、消耗品費590万1,000円のうち330万4,000円が、タブレット端末のカバー及びタッチペンの購入費用となっております。

次に、11節役務費手数料174万8,000円のうち、165万2,000円がタブレット端末の初期設定費用や新規登録手数料費用となっております。

次に、13節使用料及び賃借料のその他1,401万4,000円のうち830万7,000円、これがタブレット端末のレンタル料及び通信費等となっております。

繰り返しになりますが、事業予算総額9,952万6,000円のうち、この三つの項目が1,326万3,000円となっております。

最後になりますが、予算書の8ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為の1番のところに、タブレット端末の使用料といたしまして、令和7年度から令和11年度まで、限度額を4,153万8,000円とする債務負担行為として計上しています。

説明につきましては、以上でございます。

○委員長（上村和男君） 質疑のある方は挙手を願います。

田中委員。

○委員（田中 允君） 全庁的にタブレットを使うとなったときの情報漏えいというか、そういう管理はどのような形でなされますか。

○委員長（上村和男君） 課長。

○総務課長（濱崎博文君） 情報漏えいに関しましては、タブレット端末自体に、個人情報などをどのように保存するかというルールづくり、こういったことについて、タブレット端末の導入までに、執行部、市議会、双方でそれぞれ話し合って決定していこうと考えております。

○委員長（上村和男君） ほかに質疑のある方。高原委員。

○委員（高原良視君） タブレットやら出てくるでしょう。それで資料が出てくるでしょう。それを印刷にかければ自分で資料請求しなくてもいいでしょう。情報公開の際、情報の受付に行ってもらわないかんでしょう。それで受け付けて、いろんな資料をもらうでしょう。でも、タブレットにいろんな会議の分が出てくるでしょう。それを印刷にかけましょう。そしたら情報公開請求する必要性もないでしょう。それがまず1点。私が言い方悪いですか。私が間違っていますか。

○委員長（上村和男君） 濱崎課長。

○総務課長（濱崎博文君） あくまで会議資料の電子化になりますので、会議で使うこのような資料を共有のフォルダにアップをして、みんなでそれを見に行くというようなイメージになりまして、その中に、時には個人情報を含むファイルを共有して会議をするような場面が出てこようかと思えます。そのような場合の個人情報の取扱いは、先ほど申しましたように今後しっかり詰めていかなければなりません。

高原委員が言われたことへのお答えになっているかどうか分かりませんが、また情報公開とは少し考えが違ってくると思いますけども、それに付随しまして、情報公開に関わるものなんかも電子化とかができて閲覧できていければいいと考えております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 私が聞いているのは、これから先、今している議会や庁議などで使用する資料についてペーパーレス化を行うと、そうじゃなくして、ペーパーレス会議とか、我々の今持っているこの厚い予算書とか、そういうものまで含めて利用していくという方針であると。だから、情報公開の分ではそこを要求せずに、このままこの中に入っている分をどんどん我々印刷すれば、情報請求せんでもできるでしょう。あなたたちがどういう規制をかけるか知らんけど。

だから将来的なものとして、ペーパーレス会議、今あなたたちがしてるでしょう、県と

かで。そういうものがどんどんされていくんでしょう。そしたら保存容量は5年分、議案書、ギガの関係含めてと。じゃあ予算書から決算書とか全部を入れていくという考え方がないのか。

それともう一つ、台数は158台と。職員はほかにもたくさんいるでしょう。パソコンはみんな持っているでしょう。そこでの共有の関係はどうなるのか。

だから、一番最初の説明のときに濱崎課長が、私がこれは絶対にしないといかんということでやり始めたと言われましたが、これは全庁的に全職員で共有しながらしていかんといけないと私は思います。だから、タブレットの分とパソコンと、どのような形での共有まで視野に入れているのか、どういうふうな考え方なのか、将来的なものが見えないと私は思います。私はこういうのに疎いので間違っていることが多くあります。すみませんが、よろしくをお願いします。

○委員長（上村和男君） 濱崎課長。

○総務課長（濱崎博文君） まず先に、タブレットの台数158台、これは先日の全体会でも触れましたけど、市議会と執行部の係長以上の割り振りの台数を考えておりますが、会議のシステムのアプ리케이션というのは、タブレットだけではなく、お手持ちのスマートフォンであるとか、職員に1人1台貸与しているパソコン、これからもアクセス可能でありますので、そういった意味です。タブレットの持ち運びができるというメリットについては、158台ですけど、職員全員でシステムを使って会議はパソコンでまず対応が可能となっております。

先々でございますけども、5年間の貸与期間が経過して、ペーパーレス、タブレットの使用が成熟してくれば、将来的にパソコンよりもモバイル端末が1人1台という時代が来るのではないかと考えるところです。

それと、予算書とかこういったものについては、5年間、システムの中にありますので、当然自由に閲覧できる状態になっています。ただ、閲覧をどこまでにするかという制限はかけられますので、職員、議員だけというふうにする、また、情報公開の際には別に紙でやるのか、それとも情報公開用の端末を用意するのか、こういった運用が出てくるかと思えます。

それと、プリントアウトに関しましては、プリントアウトできる・できないとかいう個別の設定もシステムで必要でございますので、その辺りは情報漏えいに関してしっかりと対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 予算書の99ページのほうに自治体DX推進事業というものがござ
います。今回、予算書83ページの文書一般事務事業でありますとか、97ページの情報系シ
ステム等管理運営事業とまたがっています。

高原委員から方針等が明確ではないという御指摘があったかと思えますけれども、もし、
筑紫野市においても、そういったDXの推進計画等があれば、そういった事業もこちらの
93ページの自治体DX推進事業の中に、ペーパーレス会議であるとかも含むのではないかと
思えますけれども、その点はいかがでしょう。

○委員長（上村和男君） 課長。

○総務課長（濱崎博文君） 前田委員の御意見でありましたDX推進に関しましては企画
政策課のデジタル施策担当というところが所管でございますので、詳細について私のほう
からお答えしにくいところがございますが、今回もこの中で一括したほうがという趣旨
ではないかと私は捉えているんですけども、全てが全てそうではなくて、私たちのほうで
は、文書所管課としてまず紙を削減していくというところで、総務課のほうで会議システ
ムはやっていきましょう、ただし、端末などはどうしてもデジタル政策のほうで一括管理
をしたほうが良いという視点から分かれてしまったところがあります。DXの中に全て一
括するのはなかなか難しいと考えております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 国のほうでもデジタル庁が発足いたしまして、その中でも自治体
DXの推進計画というものがございます。その中でもペーパーレス会議であるとか、そう
いった重要項目が五つか六つあったかと思えますけど、今の話を聞くとペーパーレス会議
はそちらに含まれるのではないかなと私は思ったので質疑したつもりだったんですけど
も。そういった国との整合性とかも今回考えられてこういったふうにされたという理解で
よろしいでしょうか。

○委員長（上村和男君） 濱崎課長。

○総務課長（濱崎博文君） そのような理解で結構でございます。

○委員長（上村和男君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） 係長以上の方がこのタブレットを持つということで、事前の資

料要求の段階でもお話ししてたんですけども、タブレット端末の通信契約について試験的に導入するというので、まずやってみようということです。こういった取組は高く評価いたします。

ただ一方で、事業継続、BCP、そういったものを考えたときに、我々は、今のこれぐらいでいいと思います。月1ギガぐらいのシェアプランとかでいいと思いますが、執行部の皆さんについては、やっぱり災害が起きたときにこういったものが使えるようにしないといけないということを考えたら、当初は離島とか山間地とかで導入されてたスターリンク、要は高速で低遅延、災害にも強い通信サービスというのが、今、出てきていると思います。東京都をはじめ、そういったスターリンクビジネスという形の通信回線、災害にも強い、ウクライナの戦争でも使われているという、かなり通信インフラとして強いものを自治体が導入を始めているので、そういったことも将来的には……。我々はこのようにいいと思いますが、執行部の皆さんは災害に備えないといけないので、市役所の庁内のLANも使えるか分からないですし、光回線自体も使えるか分からないので、そういった体制を整備しないといけないと思いますが、その点いかがでしょうか。

○委員長（上村和男君） 濱崎課長。

○総務課長（濱崎博文君） 段下委員がおっしゃったスターリングサービスは、イーロン・マスクが運営している衛星を使った回線と認識していて、このたびの能登半島地震などで有効活用されたと伺っていますが、少なくとも私どもが今提案している会議の共有化の中では、まずはそのところまで考える必要はないと考えています。それ以外の危機管理課などが所管する災害時での通信の確保といったところで議論されていくものと考えております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 宮崎委員。最後にします。

○委員（宮崎吉弘君） すいません、最期に。

情報漏えいのことなんですけども、先ほど言われました印刷をかけるとか、そういうことについて今後どの項目で制限かけていくのかというお話がありましたけども、そもそもデータを抜き取って何か利用されるとか、そういった面の情報漏えいに関する規制についてはどう考えていますか。

○委員長（上村和男君） 濱崎課長。

○総務課長（濱崎博文君） 例えば、議員にタブレット端末を貸与したという前提でお話

しさせていただきますと、自宅にいながらもその会議システムに入っているフォルダのデータというのは自由に見れます。ただし、その中でやはり怖いのが情報漏えいで、印刷を不可にすることによってそれを防ぐとか、あとはダウンロード不可という制限をかけることも可能でございます。また、万が一端末を紛失した場合についても、先ほど予算のところでも申し上げましたように、こちらのほうで遠隔操作によって管理端末にロックをかけたり、紛失したものの追尾といった対策は十分にやっけていこうと考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君）　じゃあお二人ね。八尋委員から田中委員でお願いします。

○委員（八尋一男君）　ありがとうございます。

タブレットでの会議システム、これは今の世の中、ペーパーレス化することは非常にいいことだと思いますが、ここに書かれている事業の目的に働き方改革の一環とそれからコスト削減とあって、コスト削減というのはどのような金額を見込まれているのでしょうか。

○委員長（上村和男君）　濱崎課長。

○総務課長（濱崎博文君）　現時点での積算では、まず議案書に係る紙につきましては、年間、恐らく紙代だけで20万程度と積算しております。ただ、これでコストが十分かというところ、これから、こういったものについてシステムを利用してペーパーレス化を進めていくかをしっかり検証して、その中に、資料をつくるのに当たってどれだけの人的コストがかかっていたのか、それがどれだけ削減できたのか、それと紙がどれだけ減ったのか。また、郵送していた資料を郵送しなくなって郵便代がどれだけ減ったのかとか、そういったコストの削減効果をしっかり検証してまいる予定です。

以上です。

○委員長（上村和男君）　田中委員。

○委員（田中 允君）　この予算が再通過した場合の推進の在り方というか、そこら辺について説明をお願いします。

○委員長（上村和男君）　濱崎課長。

○総務課長（濱崎博文君）　予算を承認いただきましたならば、最短で4月に入札を行わせていただければと考えております。あとは落札事業者との関係になりますけれども、端末の調達にどれぐらいかかるかが重要になってきますが、おおむね3か月ないし2か月はみなければならぬと。最短で9月議会から紙とペーパーが併用できればいいなと考えています。

以上です。

○委員長（上村和男君） 高原委員がどうしてもと言われておりますので、許可します。

○委員（高原良視君） 今から計画する、今から何をするという考え方なんですよ。本当にもう少し詰めてペーパーレス化とかね、こういうのはしていかないかん。こんな予算書の厚いのか心配する必要もない、そんなしていかないかんこと。でも、何も準備してない。今から議論していきますよ、幾らになるか分かりませんと。そうやろう。こうだから必要性があるんですよ、幾ら削減されますよと。それは分からんところもたくさんあるでしょう。そして規制の関係も含めて今から検討しますと。

私が一番思ったのは、こういう大事な分については全庁的にプロジェクトか何かですべきと思う。担当課として私のところと企画と二つで予算を上げておられますとか、そんなのどうでもいいことでしょう。全庁的にみんなでしないといけないという職員の分があって、その積み上げがここに出てくると思う。

何で私が言うかといえば、前に決裁の分ですずっと取り組んだでしょう。それも没になったでしょう。そういうことも踏まえながら……。これは没になることはないよ、いろいろ変わるかもしれないけど。そしてこれは5年契約。お金を使うに当たって、中でまだ打合せも十分進んでないのに、今からします、予算だけつけてくださいと。つけ出したら動くんですよ。私はもう少し庁内で議論されるべきと思うよ。担当課ですることではないと思う。もう少し十分なものにせんといかんと思うよ。

よそも議会の分は予算書なしでしているでしょう。そういうところまで含めて考えないと。私は、担当部署の提案は十分に議論されてないというふうに思います。意見です。

○委員長（上村和男君） 何か言うことがありますか。意見だと言って断っているの、聞いておいてください。

じゃあ、これで、この項目は終わります。

入替えもありますし、25分まで休憩いたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時25分

○委員長（上村和男君） それでは皆さんおそろいですから、会議を再開いたします。

説明をしてくれる課の入れ替わりがありましたので、総務部長から紹介してください。

○総務部長（嵯峨栄二君） 説明のため危機管理課職員が参っております。御紹介させていただきます。

危機管理課長、中村でございます。

○危機管理課長（中村昭治君） 危機管理課長、中村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 生活安全・防犯担当係長の結城でございます。

○生活安全・防犯担当係長（結城哲雄君） 生活安全・防犯担当係長をしております結城です。よろしく願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（上村和男君） よろしく願いいたします。

それでは、防犯灯補助事業の事業内容について説明をお願いします。

中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 防犯灯補助事業の事業内容について御説明をさせていただきます。予算書は94ページ、予算審査資料は30ページでございます。

予算審査資料の30ページを御覧ください。

事業予算額2,937万6,000円です。財源は一般財源のみで、同額の2,937万6,000円となります。

事業の目的ですが、防犯灯新設、取替え等に係る費用、電灯費を補助することにより、防犯灯設置を促進し、犯罪に対する抑止力を高め、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するものです。

事業の内容ですが、①防犯灯設置補助金、予算額1,354万7,000円。補助の内容についてですが、LED防犯灯の新設または防犯灯の経年劣化もしくは故障による取替え、補修もしくは移設に要した工事費の3分の2を補助すること、LED以外の蛍光灯や電球等の防犯灯をLED防犯灯へ一括取替えをした場合に要した工事費の2分の1を補助するものがございます。②防犯灯電灯費補助金、予算額1,582万9,000円。補助の内容ですが、防犯灯電灯費の3分の2を補助、ただし、LED防犯灯は2分の1を補助するものです。

補助件数見込みといたしまして、①設置補助につきましては、新設取替え等を360基、一括取替えを500基、②電灯費補助については、LED4,708基、LED以外4,055基を見込んでいます。

説明にあつては以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりましたので、質疑のある方は挙手を願います。

八尋委員。

○委員（八尋一男君） これを推進してもらうことは非常にいいことだと思っております。

補助件数見込みの新設取替え360基、一括取替え500基、これについての1台当たりの単価はどのように考えていますか。

○委員長（上村和男君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 取替え及び一括取替えの両方とも1基当たり2万7,000円を見込んで予算額を計上させていただいております。

○委員長（上村和男君） 八尋委員。

○委員（八尋一男君） 2万7,000円というのは、今の時代にはあまりにも高過ぎるように思います。要は、2万円であればもっと取替えの基数が増えると理解していいでしょうか。

○委員長（上村和男君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 工事費にあつては、それぞれの自治会等が管理しておるものを、それぞれの事業者に依頼して工事を行っていただいております。工事費にばらつきがございますが、平均額として5年度の推移を見ますと、2万7,000円で妥当ではなかろうかという判断のもと、この額の計上に向けた単価を設定したところです。

確かに八尋委員がおっしゃられるとおり廉価なものも増えてきておりますが、廉価であればいいのかというところがございます。長く使う製品になりますので、そういったところをきちんと、工事事業者、地元の方それぞれに御判断していただきながら器具の設定と。市としましては、10ボルトアンペアのLEDをつけてくださいと申しておりますが、指定する器具等はございませんので、そういったところは地元の取扱いにはなりますが、情報等を私どもでつかむことができれば、こういう廉価な製品がありますよという情報提供等も行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 今回の予算、これだけ確保されて非常に評価したいと思います。なかなか厳しい予算編成基準の中で、よくこの予算が取れたと思っておりますが、これを単年度で終わらせるのではなく、市内全部でこれをするために、どう今後の予算を継続していくつもりか、課長の思いがあれば聞かせてほしいと思います。

○委員長（上村和男君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） ありがとうございます。本予算委員会であつたり決算審査委員会で、委員の皆様方から非常にありがたい御意見等をいただいておりますので、所管課といたしましては引き続き取替えが進むように努力してまいりたいと考えております。

5年度において一括取替え分の補助を拡充し、現時点で10の自治会等から申請があつており、その基数は217基となっております。これは決算が確定するまでのあくまでも見込みです。こういったところを加味しますと、4年度においてLEDとして取り替えられた基数が370基であつた、今年度が2月末時点で538基と、大体1.45倍ぐらいの伸びがあつたということで、おかげをもちまして非常に効果的に事業が進んでいると考えております。市としても、引き続きこの事業を継続することによって全体的にLED化が促進されるよう、努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（上村和男君） いいですか。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 今の質問に関連いたします。設置補助金を1,354万7,000円上げてございますけれども、これ以上の申請があつたときは補正等の対応をなさるのか、逆の言い方をしたら足切りがあるのかないのか、そういったところをお聞かせください。

○委員長（上村和男君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 予算額を超えた場合ということでございますが、基本的には実績等を基に、前年度等の推移を見ながら予算額の算定を行っております。不足する場合、特に年度末にかけて予算額が不足する場合においては、地元に対して、一時的に、例えば4月まで取替えを待つことができないかというお願いをしてきたケースが中にはございます。年度途中で大幅な増があると見込まれる場合においては、そのとき検討し、必要であれば補正のお願いをして、計上させていただくこともあろうかというふうに考えております。

以上です。

○委員長（上村和男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） ないようですから、次へ移ります。

防犯カメラ整備事業の事業内容について説明願います。

中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 防犯カメラ整備事業の事業内容について御説明をさせていただきます。予算書は96ページ、予算審査資料は31ページでございます。

予算審査資料31ページを御覧ください。

事業予算額367万7,000円です。財源は、県費90万、一般財源277万7,000円となります。

事業の目的についてですが、防犯カメラを設置することで犯罪に対する抑止力を高め、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するものでございます。

事業の内容は、①需用費、電気料10万8,000円、②使用料及び賃借料、機械借上料117万8,000円。③工事請負費、単独工事89万1,000円、④負担金、補助及び交付金、補助金150万円となります。

防犯カメラ設置補助金の補助の内容ですが、街頭犯罪の抑止を目的として、自治会等が市内において新たに設置する防犯カメラに要する経費の2分の1を補助するものです。

設置台数の見込みといたしまして、市の設置分を2台、自治会等設置分の補助対象として10台を見込んでおります。

説明については以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある委員は手を挙げてお願いします。

佐々木委員からお願いします。

○委員（佐々木忠孝君） 設置台数の見込みの市設置分2台というのは、大体おおよその設置場所のめどがあるのでしょうか。

○委員長（上村和男君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 来年度、令和6年度に設置するものにつきましては、県の補助の活用を基本として予算化しております。補助要件として、性犯罪があった場所であったり通学路などから候補地を選定した上で、警察署との協議を踏まえて決定することとしておりますので、現時点で設置場所は未定でございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 白石委員。

○委員（白石卓也君） 毎年予算計上されて少しずつ増えてきていると思います。警察とか自治会とかいろんなところとお話をしないといけないと思いますが、全体的な整備計画みたいなものはあるんですか。

○委員長（上村和男君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 現時点では、防犯カメラの整備計画を立案する予定はございません。なお、今年度、令和5年度から、自治会等が行うカメラ設置に係る補助制度の創設をしたところで、今年度、二つの行政区、5台分の申請がある見込みで、これは先ほどもお話ししたとおり、あくまでも決算までの見込みでございます。

こういった創設した補助金の推移とその時々状況を踏まえながら、整備計画においては必要に応じた検討を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 白石委員。

○委員（白石卓也君） 何でそんなことを聞いたかという、これは普通の一般のお宅なんですけども、そのお宅は結構大きな道路に面しているところに防犯カメラをつけていますが、1週間に警察から3回ぐらい「防犯ビデオを見せてください」と言われたらしいんですよ。協力はしておられるらしいんですけども、いわゆる公共の防犯カメラも対応してほしいという要望だったんですね。ですから、警察ともお話しになっているでしょうから、そういう犯罪が起きそうなどころみたいなところがあれば、積極的にそういう情報を入れて計画をつくったほうが、私は広角的な整備につながっていくのではないかと思いますけれども、お考えをお聞かせください。

○委員長（上村和男君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 市が管理しております防犯カメラにおいても、警察署から捜査照会であったり等で画像の提供の依頼がございます。

警察がどこの箇所のカメラの映像を必要とされるのかにつきましては、私どもでは知り得ません。どういった意味で集めていらっしゃるのかということも、捜査に関わることで把握することができません。一般家庭においてもそれは同様であろうというふうに考えます。だから、どこにつけておけば警察が分かりやすいということは、恐らく、あくまでも私個人の想定でございますが、ないだろうと思っております。捜査の過程において必要だと思われる箇所については、捜査員の方々が現地を当たりながら、カメラがあれば声かけをさせていただきながら、そういう任意的な提供のお願いをされてあるんだろうと思っておりますので、どこにつけたらここは大丈夫というのはなかなか難しい面があると認識しております。

以上です。

○委員長（上村和男君） いいですか。

八尋委員。

○委員（八尋一男君） 行政区や自治会と連携して、通学路への防犯カメラの設置を促進するというふうに市長の施政方針にあります。通学路はどこに設置する予定があるのか。ないのであれば、自治会とか行政区が要望してきたときに初めて検討されるのか。その辺の見解をお伺いします。

○委員長（上村和男君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 先ほども御答弁申し上げましたが、市が設置する分につきましては、県の補助を活用することを基本としております。補助要件に合致する性犯罪の事案であったり通学路等々から候補地を選定することとしておりますので、現時点でどこにつけるかは未定でございます。

また、地元からの要望等については現時点ではお伺いすることなく、市のほうでまず候補地を選定し、警察との協議を行いながら場所の決定を行っています。

以上です。

○委員長（上村和男君） ほかありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） じゃあ、私のほうから一言だけ申し上げておきます。

以前、防犯カメラ設置の議論をすると、必ず、人権侵害につながらないように、監視カメラみたいな話にならないように気をつけていただきたいというお話があっていましたので、あえて付け加えておきます。課長のほうで御留意いただいて推進していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

何か言うことがあったらどうぞ。課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 今、委員長からおっしゃっていただいた部分につきましては、市としてもきちんと受け止めて事業の推進に当たっております。

以上です。

○委員長（上村和男君） それでは入替えになりますので、入替えの間だけ休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時45分

○委員長（上村和男君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

新しく説明の職員がおいでになっていますので、総務部長から紹介をお願いします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 説明のための職員が出席しております。管財課職員でございます。

まず、管財課長の永利でございます。

○管財課長（永利俊美君） 永利です。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 管財担当係長の永田でございます。

○管財担当係長（永田裕二君） 永田です。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） よろしく申し上げます。

○委員長（上村和男君） それでは、庁舎管理事業の工事内容について説明をお願いいたします。

課長。

○管財課長（永利俊美君） それでは、調査管理事業の工事内容につきまして、御説明させていただきます。

令和6年度一般会計予算審査資料、32ページをお開きください。

まず、庁舎管理事業予算額1億3,958万9,000円でございます。財源の内訳につきましては、その他3,649万2,000円、一般財源1億309万7,000円でございます。そのうち工事請負費が4,251万8,000円でございます。

次に、事業の目的でございます。目的につきましては、職員及び来庁される市民の安全で過ごしやすい環境づくりに努め、適切な維持管理に努めてまいるのでございます。

次に、事業の内容でございます。維持補修工事といたしまして、庁舎の施設の維持補修及び更新工事を行うものでございます。次に、ふれあい広場、駐車場整備工事として庁舎敷地内の緑化整備を行うほか、ふれあい広場につきましては平常時に駐車場として利用するため整備工事を行うものでございます。駐車場台数につきましては、まごころ駐車場を含む約60台程度を予定しております。また、庁舎入り口につきましてはサイン設置を行う予定でございます。

それでは、内容につきまして、先ほど配付いたしました図面にて御説明させていただきます。なお、この図面につきましては検討中の図面でございます。

まず、図面のほうに記載しております線です。オレンジ色で区画線を引いておりますけれども、こちらが市民の駐車場となっております。おおよそ大体60程度を確保しています。

正面玄関入り口付近に、まごころ駐車場を増設する予定でございます。入口につきましては、中のほうは一方通行を考えておりまして、入り口専用と出口専用をそれぞれオレンジ色でつくる予定でございます。紫色は、旧3号線の近くにありますが正面入り口付近に四角で囲っているものがあるのが、庁舎の入り口のサインでございます。緑色で囲って着色しているのが緑地化のところですよ。

植樹場所のイメージ図を図面の左のほうに記載しております。樹木にして、下のほうは植材の升をつくって、そこに高木等を植えていくことを検討しています。ふれあい広場の横のロータリーは、バイクなどを市民の方が止める駐車場の横に低木や高木を含めた緑化を考えています。

図面の内容につきましては、以上でございます。以上で説明を終わります。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方はどうぞ。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） まず、今回整備予定で、60台の駐車場に確保するということですが、そもそも、今ある立体駐車場に不足等があって、この60台を増設する予定なのかというのがまず1点です。

2点目が、ふれあい広場は災害時の拠点として位置づけられていまして、その中に緊急車両であるとか自衛隊の車両、警察、消防等の車両が入るように整備されたものというふうに私は聞いておりまして、それが配慮されているのか。

それから、今回、4年ほど経過しましてこのように整備されるとなれば結構工事費がかかって、市民の方からもせっかく造ったのにこういった整備をするのかという視点で見られると思います。今の部分を改善する整備の工事じゃなかったのかということも、併せてお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（上村和男君） 管財課長。

○管財課長（永利俊美君） まず1点目の、立体駐車場に止めてある部分の増設としてこちらを設定したのかということですが、まずもって、このふれあい広場につきましては、原則、防災広場として災害時の支援物資受入れ、一時避難所、また被害の状況によっては自衛隊等の車両の駐車場とする仕様で考えております。ただ、平常時につきましては、現在、営利目的での車の乗り入れを禁止しておりますが、今回ふれあい広場の活用につきまして、庁舎建設から約5年を経過している中で様々状況が変わっておりまして、例えばコロナのワクチン接種のときに立体駐車場が埋まってしまう状況もございましたので、

そういったことも踏まえて検討しております。

また、市民の方からも駐車場のイベント活用など様々な御意見がありまして、例えば駐車場から本庁舎まで遠いといった御意見、イベントを実施してほしいといった様々な御意見がありましたものですから、今回、庁舎建設から5年経過したところで、市民の方からの御意見等もございましたので、そういったことを含めて、今回、ふれあい広場の利活用について検討したところです。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 名称がふれあい広場と。ふれあい広場が何で駐車場になるんですか。今はふれあい広場だけど、それを駐車場にするということですか。そこら辺を明らかにしてください。それに関連してイベントとかをするときの考え方はどうなってますか。

○委員長（上村和男君） 永利管財課長。

○管財課長（永利俊美君） ふれあい広場につきましては、現在、平常時には何も使っておりませんので、まずもって利活用を検討しました。その中で、あくまでも原則は防災広場で、災害が起きたときには防災広場として使用していくということでございますので、災害が起きたときにすぐに対応できるような利活用を検討したところ、市民の方から駐車場台数を増やしてほしいという御要望もございましたので、何も使っていない平常時にはふれあい広場を駐車場として市民の方に開放したいと考えております。

もう1点、ふれあい広場のイベント使用についてお尋ねがあったんですけども、イベントについては、以前は営利目的の使用不可とか、車の乗り入れ等の運用基準で禁止していたり、そのように条件を厳しくしておりましたけども、今回、ふれあい広場の活用を見直しまして、営利目的の使用、車の乗り入れ等の運用基準を見直しまして、当該市主催のものほか市民参加型のイベントでの物品販売、車の乗り入れを行えるようにしております。現在、先行いたしまして、農政課にて地産地消のマルシェを実施しています。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） いや、名前をふれあい広場とつけてるんでしょう。今まで何て呼んでましたか。

○管財課長（永利俊美君） ふれあい広場です。

○委員（田中 允君） そうでしょう。それに付随して言うなら、駐車場とふれあい広場のどっちを優先するの、イベントとか。これ全体が駐車場になってるでしょう。イベントコーナーとかを新たに設けるのか。そこら辺りを具体的な説明しないと。

○委員長（上村和男君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） ふれあい広場につきましては、まずもって平常時は市民の駐車場と私は御説明したんですけれども、もちろんイベントの利用がある場合は、それを優先してイベント会場としての使用を考えております。そのときの駐車場につきましては、検討している駐車場ではなくて、立体駐車場とか平面駐車場を使用していきたいと考えております。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） こういった整備イメージが出ていますけれども、私としては、先ほども言ったように、やっぱり壊すんだらうなと思います。今のタイルというかですね。その流用は検討できなかったのか。駐車場を確保する根拠として、不足していたコロナワクチンのときにというのは重々分かったんですけれども、結構工事費が高いので、せっかく造ったものを壊すときにはしっかりと説明していただけたらと思いますけれども。

○委員長（上村和男君） 永利課長。

○管財課長（永利俊美君） 平面駐車場の工事につきましては現状を生かして、その場所に区画線を引いていくような形で、今あるものを生かしながら整備していきたいと思っています。

○委員長（上村和男君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 今、前田委員が言われましたけれども、インターロッキングを、今、はめ込んであると思います。

二つあるんですけど、一つはインターロッキングを使うとおっしゃいましたけど、今の状況で水たまりとかできていますよね。それは数回だったと思いますけど、トラックとかが乗り入れた際にへこみができたんですよね、私が見てたら、専門用語になりますけど、地耐力が不足しているから。インターロッキングというのは人が通るような加重で設計されていると思います。だから活用すると言われましたけど、そもそも剥がしてしまっただけで転圧をしたりして物すごく工事費が膨らむと思います。

そこが1点と、インターロッキングを覆いかぶせてやったにしても、駐車場とするなら、線を引いたり歯止めをつけないと、バックし過ぎてぶち当たったりする事故とか、そういう危険性もはらんでいるのではないかなと思います。イベント広場として使うのであれば、歯止めをつけたら取れない状況になるんだらうと思います。

そこら辺の2点をお伺いしたいんですけど。

○委員長（上村和男君） 永利課長。

○管財課長（永利俊美君） 現状、確かに一部、水たまりができるところもありますので、そこは部分的に改善していかないといけないと思います。

車止めの件なんですけども、やはり防災広場になったときには固定の車止めをしてしまうと動かさない状況になりますので、中については、もちろん安全面は考慮しながら進めていきたいと思いますが、現状の一方通行で通すような形にして、横の正面玄関側は図面では車止めを入れていますが、そういうところに関しては移動式の車止めを置いて対応していきたいと思っています。

○委員長（上村和男君） 吉村委員、いいですか。どうぞ。

○委員（吉村陽一君） この図面では車椅子専用の駐車場もつくるようになっておられると思いますが、もともと庁舎の玄関までのアプローチに、手すりであったりとかが現在はない状況なんですね。今、既存の車椅子の駐車場に車椅子が数台設置されてあって、インターホンが設置されているような状態であると思いますが、基本的に車椅子で来られる方というのは、介助者の方と一緒に来られたりということで、介助者の方に移動を手伝ってもらったりとかインターホンを押していただいたりということもできると思いますけど、例えば高齢者であるとか、自分で歩行がまだできるとか、休み休み手すりにつかまっていけば自分で移動ができる、そういった方も多く利用されていると思います。また、インターホンを設置した経緯も、恐らく高齢者の方が途中で手すりとか休憩場所がなくてうずくまっていたとか、そういった経緯もあって、恐らく今、インターホンをつけたりされていると思います。なので、体が不自由な方が利用しやすい設計であるとか、どこかに休憩場所をつくるとか、そういったこともこの中で考えていただきたいと思っておりますけど、いかがですか。

○委員長（上村和男君） 永利課長。

○管財課長（永利俊美君） 吉村委員におっしゃっていただいたように、高齢者の方や体の不自由な方といった方々の助けになるように、御意見等いただきながら進めさせていただきたいと思っております。

○委員長（上村和男君） ちょっと私のほうから一言だけいいですか。

これまでの議論されてきた庁舎を建てるときの目的、あるいは、この広場が果たす役割を考えると、今度こういうふうにするには大きな改変のような気がします。この間ああい地震が起こったばかりですが、筑紫野で起こったときここに車が止まっていたらどうす

るんですか。防災には使えないですよ。広場というのは何もないうきに人が集まっている
いろやったりするのはできるけど、駐車場にしてしまうとあとは本来の目的に使えなくな
るような気がします。そのことはどんなふうに議論されたんですか。

庁舎を建てる時にそれなりの議論があつて、それなりにここは確保された広場なんで
すよ。あれを利用すればいろんなことができるよねという議論が市民から出てきたことは
事実なんですけど、駐車場をつくるのはいかなものかなと思つていて、私は何でかな、ど
ういう議論がされたのかなと。大改変ですから、どういふ議論が行われたのか。

○委員（田中 允君） 委員長、ちょっと休憩しましょう。そういうことは、ちょっと表
現が悪いけど、課長クラスではなくて部長や市長あたりに出てきてもらつて方針を聞かん
といけないでしょう。

○委員長（上村和男君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） この件に関しましては、再度こちらで御説明させていただき
たいと思います。ちょっとまた御説明のお時間をいただきたいと思います。

○委員（田中 允君） 持ち帰つて説明するのではなくて「持ち帰つて検討します」でし
ょう。

○委員長（上村和男君） 持ち帰つて検討して、戻つてきて何か言うという。そうしない
と、予算委員会ですから。この項目が出ていますので、この取り扱いについて取り下げ
ると言われれば、それを了承するという話にしないといけないので、持ち帰つて検討して、
そのままの結論でも、そうでなくても構いませんから、結論を出していただかないといけ
ないので。

今、休み時間ですから。

そういうことを言っているんだと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

管財課はこれでお帰りになるんですか。

○管財課長（永利俊美君） いえ、まだあります。

○委員長（上村和男君） では、続いてお願いします。

○委員（田中 允君） 委員長、委員長が言うのではなくて、きちんと部長から「持ち帰って検討します」と聞かないかんよ。

○委員長（上村和男君） では、部長から言われますか。それでは、部長から答弁をお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 再度検討して、また御説明にあがりたいと思います。

○委員長（上村和男君） では、録音に残りましたので。ありがとうございます。

次は、33ページ、公営住宅等長寿命化計画事業の工事内容。大丈夫ですか。頑張ってください。課長から説明願います。課長。

○管財課長（永利俊美君） それでは続きまして、公営住宅等長寿命化計画事業について御説明させていただきます。

令和6年度一般会計予算審査資料、33ページをお開きください。

まず、公営住宅等長寿命化計画事業の予算額につきましては1億1,029万6,000円でございます。財源につきましては、国費5,283万2,000円、その他2,923万2,000円、一般財源2,923万2,000円でございます。そのうち工事請負費が9,828万8,000円でございます。

次に、事業の目的でございます。目的につきましては、筑紫野市公営住宅等長寿命化計画に基づき改修工事を行うものでございます。

次に、事業の内容でございます。

まず、栗木住宅でございます。こちらの建物につきましては、昭和40年建築で58年経過した木造建物でございます。入居戸数は12戸でございます。今回、建物の耐用年数超過による老朽化に伴い、解体工事を行うものでございます。

次に、京町住宅です。平成8年建築、経過年数が27年の鉄筋コンクリート造の建物でございます。入居戸数は8戸でございます。今回、本計画に基づきまして、屋上防水及び外壁改修工事を行うものでございます。

次に、くすの木住宅でございます。平成7年建築、28年経過した鉄筋コンクリート造の建物でございます。入居戸数は10戸でございます。こちらの住宅につきましても、京町住宅と同様、本計画に基づき外壁改修工事を行うものでございます。

以上、説明を終わります。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は。

古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 栗木住宅ですけれども、これはそのとおり解体だろうと私も思いますけれども、解体した後の計画というのはあるんですか。

課長。

○管財課長（永利俊美君） 現計画におきまして、解体が終わりました後の建替え等については、現計画の中では決めておりません。次期計画の見直しの際に、建替えとか用途廃止とかを含めて福岡県と協議を行い、筑紫野市公営住宅等の長寿命化計画に基づきまして、建築コスト、人口動態、財政状況、市民ニーズを踏まえまして総合的に判断していきたいと考えています。

○委員長（上村和男君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） これは公営住宅の長寿命化の計画に基づいてということで、昨日も議員研修会で皆さん同じような話を聞いたと思いますが、この京町とくすの木住宅はコンクリート造ということで、コンクリートは50年ぐらいが耐用年数かと思えますけれども、経過年数とともに空気中の二酸化炭素を吸収してコンクリートは中性化していくと思えます。そういった劣化を防ぐために、今回、外壁の改修工事を行うということなんですけれども、ZEB——ネット・ゼロ・エネルギー・ビルなどは、断熱材でそういったコンクリートを覆って空気中の二酸化炭素に触れないようにすることで、断熱性も高まるし長寿命化する。そして耐用年数が飛躍的に長くなる。そういった工法を使っている自治体もあるんですけれども、今回長寿命化計画ということですので、そういったことを何か考えてあるのか、お尋ねしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） 現在の建物よりグレードアップするような形で改修工事を進めて、長寿命化を進めていきたいと考えてるところです。

○委員長（上村和男君） ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） ぜひ、長寿命化計画の中でやられているのでもあり、公営住宅を長期にわたってどういうふうにするのか、第7次総合計画には一切触れていないとすれば……。触れていけば、長期計画の中に課長がさっき言ったようなお話はないようにも思いますので、きちんとしていただきたいなと思います。

県と相談してということであれば、県が必要でしょうと言えば造るのか。県が必要でな

いでしょうとか財政と相談してという造らないという話になりかねなくて、そういう行政としての長期姿勢が問われていますから、これはぜひ……。あまりみんな言いませんでしたが、気にかかっているのはそこなんです。先々どうするつもりだろうかというね。そこはよろしく願いますね。

○管財課長（永利俊美君） 分かりました。

○委員長（上村和男君） 入替えですから。お疲れでございました。管財課は宿題がありますので頑張ってください。しばらく休憩します。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時35分

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

説明をしてくれる職員が替わりましたので、総務部長から紹介をした上で、次の案件に入りたいと思います。

総務部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） 続いて説明に人権政策・男女共同参画課が参っております。職員を紹介させていただきます。

人権政策・男女共同参画課長の谷でございます。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 谷です。よろしく願います。

○総務部長（嵯峨栄二君） 男女共同参画担当係長の末吉でございます。

○男女共同参画担当係長（末吉裕美子君） 末吉と申します。よろしく願います。

○総務部長（嵯峨栄二君） 人権文化センター担当係長の岡島でございます。

○人権文化センター担当係長（岡島聖司君） 岡島です。よろしく願います。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしく願います。

○委員長（上村和男君） それでは、令和6年度同和对策事業内容一覧及び同和関連公債費について説明を願います。

谷課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） それでは、総務部人権政策・男女共同参画課の予算審査事項について御説明させていただきます。説明につきましては、まず、34ページの令和6年度同和对策事業内容一覧及び同和関連公債費について御説明させていた

できます。

35ページを御覧ください。

まず、予算科目の老人福祉費の介護サービス事業でございます。ここには介護サービス費助成金として支出しています扶助費を計上しております。内容は、介護医療院に入所されている人で所得制限内の要件に該当する高齢者の介護サービス費の自己負担分の70%を助成するものでございます。

次に、予算科目の老人医療費の老人医療費助成事業につきましては、介護サービス事業と同様に、所得制限内に該当する方の医療費の自己負担額の80%を助成するものでございます。例えば、医療費が1万円かかったとしますと、本人負担は1割なので1,000円、その80%を助成するものなので800円を助成するという事業内容でございます。

次に、人権同和総務費でございます。これには、自動車運転技能取得訓練費助成金16万5,000円と、同和団体助成事業で計上しております運動団体補助金664万円がございます。合わせて680万5,000円を記載しております。

次に、保育所費でございます。ここには、家庭支援推進保育士として、下見保育所に2名、京町保育所に1名配置しております保育士の人件費を計上しております。家庭支援推進保育士は国の制度にのっとり行っているものでございますので、両保育所合わせて国庫補助385万9,000円が交付されます。

次に、予算科目の保健衛生総務費でございます。ここには隣保館に配置しております保健師の人件費を計上しております。

次に、予算科目、環境衛生費の中の納骨堂維持管理事業でございます。ここには、維持補修費としての修繕料を計上しております。

次に、予算科目、住宅管理費の中の住宅補修事業でございます。ここには、物件費としての消耗品、建設事業費としての工事請負費、維持補修費としての修繕料がございます。予算額は1,009万6,000円でございます。なお、財源内訳のその他は住宅使用料でございます。

次に、学校教育費でございます。ここには、教科促進指導事業の中で、京町と美咲に配置しております会計年度任用職員3名分の人件費と物件費を計上しております。合計で1,210万6,000円でございます。

最後に同和教育事業費でございます。これは同和地区の各運営学級育成補助金に当たります。予算額は403万2,000円でございます。

これら全てを合計いたしますと、7,759万2,000円となっております。

続きまして、同和関連公債費ですが、令和6年度の償還額は1億1,325万9,000円でございます。その額を計上しております。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりましたので、質疑のある方は挙手願います。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 説明書の35ページになります。説明であったように下見保育所と京町保育所、学校教育費としての人件費についてのお尋ねなんですけども、下見保育所は2名で京町保育所が1名、学校教育費では3名という説明がありましたが、それぞれ人件費って1名当たりどれぐらいかかっていますか。それぞれ1名当たりどれぐらいかかっているのか、もう少し具体的に教えていただきたいんですけども。

○委員長（上村和男君） 課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 下見保育所2名、京町保育所1名、学校教育費のほうも美咲隣保館のほうに2名、京町隣保館に1名なんですけど、これは下見保育所と京町保育所の人事異動とかの関係で、そこに異動になってきた職員の分の要は人件費になりますので、その年度によって金額が変わってきます。

次年度、ここの35ページの資料で申し上げますと、下見保育所の人件費が今1,526万7,000円となっておりますが、これは2名分の合計のお給料の金額なんです。今年度はこの1,526万7,000円の額が1,474万円だったんです。だから人事異動で来た職員の人件費になりますので、流動していくということでございます。

1人当たりの人件費は幾らかという御質問だったと思いますが、令和6年度に下見保育所の家庭支援保育士と位置づけられている職員の給料の額が、そのままここに予算計上されていると御理解いただければと思いますが。

○委員長（上村和男君） 今年度の予算はそれぞれ何人分かということですよ。会計年度任用職員を何名と。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 保育所については正規職員でございます。学校教育費の1,154万7,000円、これが会計年度任用職員3人分でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） じゃあ、次へ行きます。

同和対策事業見直し内容。

谷課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 次に、36ページの同和対策事業の見直し内容についてですが、同和対策事業につきましては、平成13年度の同和対策に係る事業法、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律でございますけれども、その法が切れた直後には約23事業がございましたが、その後の見直し作業の中で、一般対策へ移行したものと廃止に伴い現在では9事業としています。

その中で、今回見直しをさせていただいたものが、上から三つの介護サービス費助成事業、老人医療費助成事業、自動車運転技能取得訓練費助成事業でございます。

上から二つの事業の見直し内容としては、事業の対象となる方の年齢を毎年1歳ずつ引き上げさせていただいております。令和6年度は、同和地区の83歳以上の方で、所得制限内、生活保護基準額の1.0倍の要件に該当する高齢者としております。対象者を毎年1歳ずつ引き上げさせていただいておりますので、現在の方以上に該当者が増えるということはありません。

次に、自動車運転技能取得訓練費助成事業につきましては、対象件数をこれまでの2件から1件に見直しております。

説明については、以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。

古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 毎年見直しをされておられて、だんだんと縮小の傾向にあるというのわかります。

私も、人権尊重、差別がない自治体を目指すところでもあります。そういう意味で言うと、この同和対策事業、同和行政というのは、どこまで、今現在、解消されてきたのか。見直しだけでなく、その状態がですね。それで、その見通しが、あるのかとかですね。

それと、一般市民にも今の事業の関係で困っていらっしゃる方がたくさんいらっしゃるんですよ、老人医療にしても低所得者にしても。そういうのを考えると、一般財源化して、それこそ差別のない行政というのが今、求められているような気がしますけれども、その辺りのお考えをお聞かせください。

○委員長（上村和男君） 谷課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 同和対策事業の見直しにつきましては、

市の基本姿勢といたしまして、部落差別の実態がある限り同和行政を推進していくことと
しています。その中で、毎年実態がどうなのかについて、いろんな事業の見直しの中で議
論しております。

直近で言いますと、平成23年度に筑紫野市の同和地区実態調査をいたしまして、その
中で、先ほど申し上げました平成13年度に事業法が切れた後、10年経過した平成23年度の
調査結果で、やはり就労であったり、福祉、教育などについてはまだ課題があるという評
価をして、そのとき同和対策事業を23事業していたんですけれども、その後、毎年毎年、
決算の時期とかに予算の執行がどうなのかなどを踏まえまして事業を縮小して、9事業に
してきた経過がございます。

今後につきましても、平成23年度に実態調査をいたしまして、もう約10年が経過しよ
うとしておりますので、今後、今の同和地区の実態がどうなのか、現状を把握する必要があ
ると認識しております。どのような手法で実態を把握していくのか、調査手法なども含め
て、今、検討している最中でございます。

一般施策に広げていくという考え方、一般の市民にもそれぞれの困っている方、同和地
区の方と同じように地区外の方も困っている事象があることについては、これまでも、そ
の手法が適切であると判断したときには同和対策事業を一般施策に拡充するという手法を
取っておりますので、そのようなことも視野に入れながら検討を進めたいと考えておりま
す。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） いいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） では、次に行きます。

男女共同参画セミナー等事業の事業内容について説明を願います。

谷課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 次に、37ページの男女共同参画セミナー
等事業の事業内容についてでございます。

事業予算額は39万9,000円を計上しております。

事業の目的は、男女共同参画に関する様々なテーマに基づくセミナーを実施することで、
男女共同参画社会づくりについての啓発を行うものでございます。

事業の内容につきましては、固定的性別役割分担意識の解消や男女共同参画社会づくり

のための各種セミナーを実施するものでございます。

資料の下段に、人権政策・男女共同参画課主催のセミナーと共催セミナーとに分けて、主な内容を記載しております。

説明については以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。

春口委員。

○委員（春口 茜君） 各セミナーの規模を教えてくださいませんか。

○委員長（上村和男君） 課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 規模というのは予算規模ですか、それとも……。

○委員（春口 茜君） 予算もですが、動員数とか。

○委員長（上村和男君） 谷課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） まず、筑紫野市の主催セミナーについてでございますが、基本的にセミナーの予算規模については、講師謝金と需用費・消耗品費、あと託児業務の委託料、この三つで構成されておまして、規模については、そのときの先生によります。市の講師謝金の規定がございまして、誰を先生として呼ぶか、例えば大学の教授クラスであれば1時間の時間単価が1万円などの規定がありますので、それに応じて額が変わります。トータルが一応39万9,000円と計上しておりますが、予算規模については、今言った講師謝金、消耗品代、あと託児業務の委託料で構成されるものと理解いただければと思います。

参加人数の規模ですが、5年度実績で説明させてもらってよろしいですか。

○男女共同参画担当係長（末吉裕美子君） 説明させていただきます。

主催セミナーの男女共同参画セミナーは19人が出席されています。それから、次のDV防止セミナーは21人が出席されております。デートDV予防講座につきましては、学校の先生たちに受けていただく形になっておまして、ごめんなさい、その数字を持ち合わせてないんですけども、各5校の学校に行って、10人前後、該当の学年の先生、それから新任の先生、それから異動してきた先生みたいな形で各学校に参加いただいておりますので、50人前後になるかと思っております。

続きまして、共催セミナーのほうになります。男女共同参画週間講演会につきましては24人で行いました。平和の取組講演会につきましては39人で行いました。団体育成セ

セミナーにつきましては20人という結果でございました。これの位置づけが、団体育成セミナーと家庭教育学級とのコラボのような形で5年度は実施しましたので、団体育成セミナーと、その二つ下の家庭教育学級はイコール20人とカウントしていただければと思います。そしてファミリーサポートセンターとのセミナーにつきましても19人となります。

それから出前講座、コミュニティセンター等としておりますが、6年度も計画しておりますし、5年度も予算としては計上して計画しておりましたが、実施できておりませんので、コミセンでは0人となります。ただ、出前講座をやっていただくちくしのフォーラムさんという団体に人権問題啓発実行委員会から依頼がありまして、そちらは2回、二つの行政区のほうに出前講座をしていただいております。行政区ですので地域の方たちに来ていただきましたが、区長さん、組長さんたちに来ていただいている形でしたので、30人、40人いた行政区もありますし、20人前後だったかな、そのような人数に出前講座へ参加いただいたところですよ。

そして、就職サポートセミナーにつきましては2回しておりますが、1回目が3人、2回目が4人でございました。

最後に、起業セミナーでございます。こちら2回させていただいておりますが、1回目が17人、2回目が12人という結果でございました。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） 御説明ありがとうございます。

今、人口減少の社会の中で、女性の社会進出がすごく求められていると思います。労働力だったりとか女性の起業だったりとか新しいアイデアだったりとか、賃金格差の是正が求められていますけれども、子育てが終わった50代ぐらいの女性が再就職しにくい状況にあるので、そういった就職促進や起業セミナーなどをもっと大々的にしていいと思いますけれども、予算が減っているというので、もっと何かこう……。

例えば私、先日、女性議員がなぜ必要なのかみたいな春日のセミナーに参加したんですけども、女性議員4人がパネルディスカッションみたいな形でやっていて、1回の開催で100人ぐらい来るようなセミナーでした。そういうふうにもっと大々的にやってもいいのではないかなと思いますけれども、その辺りをどうお考えでしょうか。

○委員長（上村和男君） 谷課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 御意見ありがとうございます。

筑紫野市においても、男女共同参画社会の実現ということで、女性の社会進出はすごく大事なことであると認識しております。

本市においても、そういった50代の子育てが終わった方の再就職の取組なども大事なことで、あとは規模の話で、筑紫野市が独自にやる事業と県などの事業を活用する事業、あわせて、同じ目的のものを市独自でやる手法と県の事業を活用してやる事業とか、県が県下全体でやっている事業に筑紫野市の必要な方を紹介するとか、いろいろ手法をミックスさせながら事業をやって、その目的の実現に向けて進めていきたいと考えております。

○委員長（上村和男君） いいですか。

春口委員。

○委員（春口 茜君） ありがとうございます。

1回当たりの参加人数がやっぱり少ないと感じるので、その辺、もう少し周知なども努めていただけたらと思います。意見です。

○委員長（上村和男君） 関連ですか。では、西村委員が発言してから、最後にまとめて答弁してください。

西村委員。

○委員（西村和子君） 昨年度より予算が減っているということで、今、春口委員が指摘されたように、先日の3月8日は世界女性デーでしたけど、そこでも指摘されているように、日本は男女の賃金格差が依然として大きく残っていること、それから企業の意思決定に関わる部門、重役などの割合が非常に少ないこと、それと政治の部分、議員が非常に少ないということが指摘されてて、本当に恥ずかしい状況だと思っています。

昨年の6月議会だったと思いますけど、選挙の総括というところで伺ったら、政治の部分については考えていきますということでしたが、5年度は実施されてなかったと思います。6年度に期待したいと思っているところなんですけど、減ってしまっているということでは、それも計画されてないのかなというふうに思います。そういうところで、今、この事業に関しては謝金と物件費、それと託児の分と言われたんですけど、どこをどう減らすということになったのか、どうしてできなかったことをしようというふうに計画されなかったのかについてお尋ねいたします。

○委員長（上村和男君） 谷課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 昨年度が44万7,000円の予算規模で、今年度が39万9,000円ということで、事業予算額としては確かに減っています。

これがなぜ減っているのかについては、過去の実績——事業の講座数とか、いろんな記載しております主催セミナー、共催セミナーの内容は毎年同じものをやっています。ただ、先ほども説明いたしましたが、講師として誰を呼ぶかとかいうときに、肩書きを持っている医師や弁護士の方たちが講師になじまない講座とかもありますので、そういったもので単価が下がって、決算額としては使っていない状況がありました。それで、実情に合わせて少ない予算で効果的な取組をとという考え方の下に、今回、予算を計上させてもらっております。

政治参加の分野のセミナーなどについても、セミナーの中身について、今回ここに記載していますセミナーの中でテーマをどう設定するかという議論の中で、西村委員が御指摘の趣旨も理解できますので、そこは検討させていただきたいなと思っています。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） 男女共同参画の計画をつくっていますよね。私は総務委員会にいたときだったと思いますけども、その計画の中で、市の発注する工事だとか委託だとか物品調達とかの際に、そういった事業者、要は男女共同参画、男女平等が進んでいる企業にインセンティブを与える仕組みを考えていく必要があるのではないかと私は思っています。そういった提案を、担当課のほうに、契約する要綱とかに定めたりとか、あとは事業者向けですね。これは一般の方向けの事業が多いんですけど、男女の賃金格差とか男女の格差には事業者にも原因があるので、男女を平等に扱っている企業が競争力を持つように政策で誘導していくということを考えた提言も必要になってくるのではないかと思いますけど、セミナーの企画も必要になってくるのではないかと思いますけども、その点いかがお考えでしょうか。

○委員長（上村和男君） 谷課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 御指摘のお話なんですけれども、企業に男女共同参画の視点を持っていただくという理念というんですか、その辺りは市のほうとしても大切なことだというふうに思っています。その理念を、企業の方にインセンティブを与える、例えば公共工事であるとか、いろんな市の発注にインセンティブを持たせるといいう考え方についても、理念はすごく理解できる場所ですけども、実態として、それを数値化する際、この事業者が男女共同参画の視点を持っているから優位に扱いますよといういろんな尺度とか線引きがなかなか難しく、県内においても、男女共同参画のみで

判断している自治体は、私の知る限りではないと思います。

環境分野であるとか、いろんなものを数値化して、結果としてインセンティブを持たせている、福岡市などの大きな自治体はそんなところがあるようですけども、男女共同参画のみを数値化している実態はないのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） よろしいですか。

考えるのは難しくても、考えていくのがあなたのところでしょうから考えていただいて。せっかくみんな意見を言っているのですね。どこもそんなにお金をかけないでやっているの、大変だと思いますけど、本当に大事なところですから、そういう筑紫野市のまちづくりにつながることでありますから、ぜひ頑張ってください。

じゃあ、この項目は終わります。

皆さんに御相談申し上げます。この男女共同のところは課があと二つ項目があるんです。ああ、あと一つですか。じゃあ一つをやって終わらしましょうね。

美咲体育館施設維持管理事業の工事内容についてお願いいたします。

課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 次に、39ページの美咲体育館施設維持管理事業の工事内容についてでございます。

事業予算額は4,239万8,000円となっておりますが、そのうち工事請負費は3,654万4,000円となっております。

事業の目的といたしましては、人権文化センター条例の趣旨、目的に基づき、地区住民の体力増進、健康の保持を図るとともに、周辺地域住民との交流を行いながら同和問題解決の円滑な推進を図るものでございます。

今回、予算計上しております工事内容といたしましては、体育館の外壁及び内装等の改修工事、教育集会所トイレ改修工事でございます。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方。

田中委員。

○委員（田中 允君） 体育館を改修するということですけど、今度、地域として一般も受入れている、「ふれあい」ということで書いてはありますが、実態としてどのような比率なのか、また、体育館を利用する総延べ人数について、決算のことかもしれんけど、去

年の分が分かればお願いします。

○委員長（上村和男君） 谷課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 現在、周辺地域の方の利用が9割ぐらいになっています。

利用の実績といたしましては、昨年度の令和4年度ベースになりますけれども、延べ人数で7,692名です。1年前、令和3年度につきましては4,136名でした。令和3年度まではコロナ禍の影響もございまして少なくなっていましたけれども、令和4年度になりましたら、コロナ前ぐらいまで戻ってきたのではないかと考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） じゃあ質疑を終わります。

再開は1時にしましょうかね。じゃあ、それまで休憩します。

休憩 午後0時10分

再開 午後1時00分

○委員長（上村和男君） では皆さん、時間になりましたので会議を再開いたします。

この時間からは企画政策部に入っておりますので、宗貞部長がおいでになっていますので一言だけ御挨拶をいただいて、説明に当たる職員を紹介してください。

部長。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 予算審査お疲れさまでございます。企画政策部の宗貞でございます。

企画政策部、まず秘書広報課のほうから、「つくしちゃん」積極活用事業について御説明申し上げますので、どうぞよろしく願いいたします。

出席職員の紹介をさせていただきます。

秘書広報課、課長の亀井でございます。

○秘書広報課長（亀井美和君） 亀井でございます。よろしく願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 秘書広報課広報広聴担当係長の原田でございます。

○広報広聴担当係長（原田典忠君） 原田でございます。どうぞよろしく願いいたしま

す。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） それでは、「つくしちゃん」積極活用事業、事業内容の説明をお願いいたします。

亀井課長。

○秘書広報課長（亀井美和君） まず説明に入ります前に、おわびと訂正のほうをさせていただきますと思います。

予算書は76ページ、そして予算審査資料40ページでございますが、40ページの予算審査資料のほうでございます。内容の一番上の丸のところでございます事業予算額でございますが、字が抜けておりました3,679円となっております。大変申し訳ございません。367万9,000円、1,000が抜けておりましたので、すいません、おわびして訂正をどうぞよろしくお願いいたします。申し訳ありませんでした。

では改めまして、「つくしちゃん」積極活用事業、事業内容について御説明を申し上げます。こちらにつきましては、これまでは総務課のほうで所管しておりましたが、令和6年度から秘書広報課のほうで担当をさせていただきます。

事業予算額につきましては367万9,000円、財源につきましては全て一般財源となっております。

事業の目的でございます。秘書広報課が所管いたしまして、シティプロモーションの一環として、市のマスコットキャラクター「つくしちゃん」を活用し、市の魅力を発信することにより、シビックプライド、筑紫野市民としての誇りと愛着といったものの醸成を図っていきたいと考えております。

つくしちゃんは、平成4年、市制施行20周年を記念して作成されましたが、誕生から30年を経過いたしまして、一定の「かわいいね」というお声とか認知度というのは高まっておるんですけども、ちょっと現代風ではない、活用しづらいという指摘が出てきております。今年度、令和6年度事業におきましては今後ますます活用して浸透していくようにということで、つくしちゃんのデザインを現代風にリニューアルしたいと考えております。

また、本事業の目標としては、第7次総合計画の成果指標であります「この1年間で友人・知人に筑紫野市のよさを伝えたことがある市民の割合」を向上させることを目標としております。

事業の内容につきまして、列記しておりますが、少し説明をさせていただきたいと思
います。

8項目のメニューがございますが、まず、「つくしちゃん」のデザインのリニューアル
に関わるものとして、①新規デザインのイラスト作成、こちらは費目としては委託料の中
で行いたいと思っております。活用しやすい絵柄へとデザインのリニューアルをしてまい
ります。

また、その新しいデザインに基づきまして着ぐるみの作成をいたします。②の着ぐるみ
の作成でございます。1体作成をいたします。こちらは備品購入費で賄いたいと思っ
ております。

続きまして3番目、ハンドパペットでございます。片手に装着して指で口をぱくぱく動
かすようなかわいらしい人形でございますけれども、こちらやはり備品購入費というこ
とで考えております。

また、4番目でございます。グッズ作成（ぬいぐるみ等）を想定しておりますが、こち
らは需用費の中で作成をしてみたいと思っております。

5番目の3DCGモデル、こちらは委託料でございますが、少し説明をさせていただき
ますと、つくしちゃんをコンピューター上で立体的に描くもの、一方向からだけでなく
いろんな方向、ぐるっと回しても大丈夫というふうなちょっとリアリティーのある動きをつ
けることもできるような、そういった3DCGモデルを作成したいと思っております。こ
ちらについては市の作成します動画内での活用などを考えております。

続きまして、(2)でございます。

「つくしちゃん」を活用した市のますますの魅力発信ということで、①ARツールを活
用したイベントの実施、こちらは役務費の中で対応していきたいと思ます。

こちら少し説明をさせていただきますと、スマートフォンなどで2次元コードなどを
読み取ることで、その場にはないもの——デジタルの情報、画像であったり、文字情報であ
ったりというものがあったかも目の前にあるように画面上に映し出せるというふうなツール
でございます。そういったARツールを活用して、つくしちゃんのフォトフレームである
とか、スタンプラリーの実施、またフォトコンテストの実施など展開をしていきたいと考
えております。

②着ぐるみ隊員講習、つくしちゃんの中の人でございますけれども、職員が頑張って
おりますが、もっとかわいらしい動き、魅力的な動きができるように講習を行います。

最後に、着ぐるみのクリーニング代ということでございます。

事業の内容説明としては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

赤司委員。

○委員（赤司祥一君） 今回リニューアルするということで、もともと使用していたつくしちゃんの着ぐるみが2体あったと思うんですけど、今後どうしていくんでしょうか。

○委員長（上村和男君） 亀井課長。

○秘書広報課長（亀井美和君） 新しい着ぐるみができるまでは当然活用してまいりますし、基本的に新しいデザインになったら新しいつくしちゃん頑張って行く予定ではございますが、どうしても出番がダブるようなときとか、ひよっとしたら予備として活用することもあるかなと思います。なるだけ新しいデザインのほうを活用していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 赤司委員。

○委員（赤司祥一君） すいません。そしたら、もともと2体あったじゃないですか。かぶるだけのやつとガスで膨らますやつ。二つあったのを1体にしてしまっって、使い回したりとか、その辺りは大丈夫なんじゃないですか。

○委員長（上村和男君） 亀井課長。

○秘書広報課長（亀井美和君） 今のところはかぶっての出動要請というのはあってない、今からそのイベント等が増えてきたらちょっと調整は必要になってくるかとは思いますが、ですけども。

昨年度の例で言いますと、年間で26回の出動をしております。なるだけそういったダブりのないように活用していきたいと思っております。

○委員長（上村和男君） 3人手を挙げていますから、前から行きましょうか。前田委員から山本委員から西村委員まで予約しておきます。

○委員（前田倫宏君） 現状の着ぐるみなんですけれども、体と頭と分離性というところで、頭が動いたり着脱も含めて課題もあるのかなと思っているんですけども、今回リニューアルをする上でそういったところはどのように考えられているのか、お示ししていただけたらと思います。

○委員長（上村和男君） 亀井課長。

○秘書広報課長（亀井美和君） 何というか、新しくバージョンが変わるごとに少しずつ改良は重ねてきてあるんです。動きやすいように軽量化ということも考えておりますので、また今回新たな着ぐるみを作る際にデザインもそうですが、中の動きやすさ、かわいらしさとともに追求していきたいと思います。

以上です。

○委員長（上村和男君） 予約どおり、山本委員。

○委員（山本加奈子君） 現代風にリニューアルするというのが、現代的って今までのつくしちゃんとがらっと変わるわけではないとは思いますが、どんなふうにイメージしたらいいのかというのが1点と、もう1個、着ぐるみ隊員講習の講師代、着ぐるみ隊員って、市の職員さんで今何人ぐらいいらっしゃるのかなというのと、急に議員の中にも入ったりする人がいるんですけど、そういう人たちは講習受けなくても入っていいのかなど。ちょっと質問します。

○委員長（上村和男君） 亀井課長。

○秘書広報課長（亀井美和君） まず1点目のデザインのリニューアルの考え方なんですけれども、確かに「これ、誰」というふうな感じにはならないように、基本的な設定、瑠璃子姫がモデルでといったところとかそこら辺を生かしながらも、と言いながらも今着ている衣装が今度はいつの時代の衣装かなというふうなお話とかもありました。

また、色合いがばきっとして目に入りやすいんですけども、今ちょっと印刷物とかの主流がやわらかい色味とかパステル調であったりとか、そういったのにちょっと印刷すると浮いてしまうとかいうこともあります。

そういったところも考慮しながら、あともう一つは、子どもたちの意見とかも取り入れながら、聞く機会をつくりながら、何かやわらかな感性でよりよいものをつくっていききたいなというふうには考えております。方向性は以上です。

もう一つ、職員の着ぐるみ隊員なんですけど、今のところ50人程度が登録しております。ただ、やはり出動の回数とか経験とか、あと素質——すいません。かわいい動きがというのもありますので、そういった講習を受けることで、みんなかわいくできればなというふうに思います。もちろんそういった講習を受けていらっしゃらない方も入っていただくこともできますし、御希望があれば、こういった講習を受けたというポイントとかをお伝えすることもできるかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 西村委員。

○委員（西村和子君） ちょっと重なる部分もあるのかなと思うんですけど、言われていることは何となくイメージできるんですけど、基となる画像も何もないんですか。こんなイメージみたいなのがないのかなというのが1点と、今回、今までにないいろいろなアイデアが出されていると思うんですけど、どこかからのアドバイスがあったのか。職員たちが出し合ったアイデアだったのかということと、最後に、今、着ぐるみ隊員の講習があると言われて、受けなくてもとかどうとかというやり取りがありましたけど、それを録画しておいて見ていただくという方法もあるのではないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（上村和男君） 亀井課長。

○秘書広報課長（亀井美和君） ありがとうございます。リニューアル後のイメージというのはちょっと今のところ作成はしておりません。意見とかも子どもたちを含めているような人から意見をもらう中で、ちょっと柔軟な発想でイメージがあつてとらわれないようにというのもあるんですけども、基本的な設定とかは守りながら、でも今風なというところまでしか私たちもすいません、お伝えできないんですけども、よりよいものをつくっていききたいというふうに思っております。

新しい取組というふうに評価していただいているかと思います。職員の提案でしたり、またそれぞれARツールとかについても、こういったものをやりたいといういろんな課からの意見とか、今ある事業の中でこんなプラスアルファができたところとところがまずあつて、じゃあ、つくしちゃん活用事業の中でまずは取り組んでみよう、そこから広がっていくというふうな話もありました。意見が職員の中から上がったというのもございます。

それからもう一つ、録画してから広めてはどうかという御意見をいただきましたので、前向きに検討したいと思います。ありがとうございます。

○委員長（上村和男君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） （1）の⑤の3DCGモデルの作成についてなんですけれども、動画に活用されるということだったと思うんですけど、ユーチューブ動画とかというイメージでよろしいでしょうか。

○委員長（上村和男君） 亀井課長。

○秘書広報課長（亀井美和君） おっしゃるとおりです。ブイチューバーというとなあれな

んですけれども、そういったふうなイメージで、市の施策であったりとか、例えば観光地とかをつくしちゃんが巡ったりとか、そういうふうな発信ができればと思います。

また、動画以外にも、先ほど申しましたARツール、そこにも活用ができるかなというふうには考えております。

○委員長（上村和男君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） ユーチューブ動画の閲覧回数とか、チャンネル登録者数とか教えていただいてもよろしいですか。

○委員長（上村和男君） 亀井課長。

○秘書広報課長（亀井美和君） ユーチューブの「つくしちゃんねる」でございますけれども登録者数が985人でございます。再生回数はものによるんですけれども、人気のものは何万回と見てあるものもあります。

○委員長（上村和男君） ほかありませんか。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） 今回、つくしちゃんが注目されてあるんですけど、つくしちゃんの家族っておるんですよね。それでその整合性をするのであれば、今は第1段階としてももちろんつくしちゃんなんでしょうけど、家族がおるといところの考えは今後どうなるのか。

○委員長（上村和男君） 亀井課長。

○秘書広報課長（亀井美和君） おっしゃるとおり、今回についてはちょっとつくしちゃんのみで考えていきたいというふうに思いますけど、確かにつくしちゃんファミリーもおりますので今後考えてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（上村和男君） ちょっと佐々木さんが珍しく手を挙げてる。佐々木さん。

○委員（佐々木忠孝君） 今のつくしちゃんが入る人の身長制限とか、体の制限がちょっとあるみたいなので、ぜひリニューアルされるときは少しサイズアップをしていただいで、みんなが入れるようにしたらいいかなと思いますけどいかがでしょうか。

○委員長（上村和男君） 亀井課長。

○秘書広報課長（亀井美和君） すごく前向きな御意見をいただいたと思います。何ていうか、かわいらしさも損なわない程度に程よいサイズ感を考えたいと思います。

○委員長（上村和男君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） すいません。先ほどの動画のことなんですけれども、再生回数が

高いものだったら何万回で、少ないほうだったらどれぐらいなのかというのと、あと動画を見るための何か取組、動画を見るまでの動員方法とか何かそういったのってあるのかどうかお聞かせください。

○委員長（上村和男君） 亀井課長。

○秘書広報課長（亀井美和君） 確かに再生回数は少ないもので何百回とか、上げて間もないものとかはまだ少なかったりとか、事業……、そうですね、まだこれから伸びる余地があるのかなというものはございます。

あと、動画への導入なんですけれども、ホームページからの誘導もそうなんです、新しい動画を作った場合に今現在、SNSとかでも発信をさせていただいておりますので、そういったところでも御覧いただけているのではないかと考えております。

以上です。

○委員長（上村和男君） いいですか。

あと何かさっきお話の中で、子どもたちの意見も聞かれているというのでいいことだなと思いますが、これから進めていく上で業者に委託するだけではなくて、子どもたちや市民の意見を取り入れてみんなに愛されるつくしちゃんに仕上げただけであればありがたいなと思っております。

では、それでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） では、入替えですからしばらく休憩します。どうもお疲れさん。

————— . ————— . —————
休憩 午後 1 時18分

再開 午後 1 時20分
————— . ————— . —————

○委員長（上村和男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

説明の職員の方が変わっていますので、部長から紹介をお願いいたします。

部長。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 企画政策部、続きまして企画政策課のほうから計8件審査資料に基づき御説明申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

出席職員でございます。

企画政策課課長の中尾でございます。

○企画政策課長（中尾泰明君） 中尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 企画政策課企画政策担当係長の齊田でございます。

○企画政策担当係長（齊田 誠君） 齊田です。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 企画政策課デジタル政策担当係長の力武でございます。

○デジタル政策担当係長（力武晋平君） 力武です。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） よろしくよろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） 生活交通対策事業、バス運行委託料、運行補助金の内容、財源内訳及び今後の対策の項目であります。生活交通対策事業及びコミュニティバス等運行事業につきましては、先日の予算審査委員会にて一度説明を受けているものであります。

昨日の協議会で質疑がありましたA I デマンドバスについての説明を受けたり、全体を通してこれをもう一度聞きたいというのがあれば特別に許可いたしますので。ただ、一度説明を受けていますので、くどくどならないようにお願いいたします。一度説明したものをもう一回やれと言われると中尾課長が大変ですから、ひとつ項目がずっとありますので、その点御配慮いただいてというふうに思います。

それでは、説明をいただきます。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） それでは、資料41ページでございます。

生活交通対策事業、バス運行委託料、運行補助金の内容、財源内訳及び今後の対策について御説明を申し上げます。

申し訳ございません。資料につきましては、先日3月8日の委員会の際にお配りをいたしました別冊のほうの資料に基づきまして説明をさせていただきたいと考えております。

○議事課長（大久保泰輔君） 皆様、お持ちでしょうか。もし、持たれてない方はちょっと挙手を。

○議会事務局長（荒金 達君） 紙をお配りしたいと思います。もしタブレットをお持ちの方はタブレットにも入っています。

○委員長（上村和男君） ちょこっと休憩しますね。配ってもらえますか。すいません。

〔資料配付〕

○議事課長（大久保泰輔君） タブレットは05番の予算審査常任委員会の中のR 6の3月、その第2回目ですかね。3月8日の中の3ですね。予算審査資料、こちらになりま

す。

○委員長（上村和男君）　じゃあ、資料は皆さんお分かりになりましたね。

それでは、説明に入ってもらいます。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君）　それでは、生活交通対策事業について御説明を申し上げます。

事業の予算額でございますが5,428万7,000円となっております。財源として県費274万8,000円、その他55万6,000円、一般財源5,098万3,000円となっているところでございます。

歳出のうち、委託料、補助金についてでございますが、ちくしのバスの運行委託料として1,403万7,000円、上西山線運行補助金として2,825万3,000円、筑紫野線運行補助金として1,036万6,000円を計上しているところでございます。

事業の目的でございますが、市民の生活交通手段を確保することにより、市民生活の利便性の向上を図るものでございます。

内容でございますが、まずちくしのバス運行委託料につきましては、平成15年に乗合バス事業者より廃止申出のあった二日市線の一部、具体的には平等寺、山口間をちくしのバスとして運行を委託するというものでございます。

次に、上西山線及び筑紫野線の運行補助金でございます。市内の赤字運行路線である上西山線、山家地区と湯町循環及び筑紫野線の運行赤字を補填する補助金を交付し、バス路線の維持存続を図るというものでございます。

運行委託料、運行補助金の内容でございますが、冒頭の「事業予算額」に記載のとおりでございます。

次に、運行委託料、運行補助金の財源内訳でございます。ちくしのバス運行委託料につきましては、市単独費で執行予定となっております。また上西山線、そして筑紫野線の運行補助金につきましては市費及び県費の財源を見込んでおりまして、福岡県生活交通確保対策補助金が活用できるのではないかと見込んでいるところでございます。

今後の対策でございますが、新たに策定する地域公共交通計画に基づき、公共交通に係る地域の実情を踏まえながら、国、県及び交通事業者との協議等を行うことによって、持続可能性や利便性の向上に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。

質疑のある方は挙手してお願いいたします。どうですか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） じゃあ、次に移ります。

コミュニティバス等運行事業委託料の内容に移ります。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） それでは、コミュニティバス等運行事業委託料の内容についてでございます。

事業の予算額でございますが5,687万2,000円を計上しており、財源として国費1,875万9,000円、県費70万円、一般財源3,741万3,000円を見込んでいるところでございます。

歳出予算のうち、委託料といたしましては、コミュニティバス運行委託料として1,649万6,000円、御笠自治会バス運行業務委託料として1,112万3,000円、A I オンデマンドバス実証運行業務委託料として2,814万円を計上しているところでございます。

次に、事業の目的でございます。交通空白地域の解消、生活交通の確保を行うため、上記のバス等の運行を行うというものでございます。

次に、事業の内容でございます。まず、コミュニティバス運行業務委託料でございます。市民のニーズが高い駅・医療機関・商業施設を結ぶコミュニティバス路線を運行するというものでございます。

次に2点目、御笠自治会バス運行業務委託料でございます。地域コミュニティと連携した交通利便性向上の取組の一つとして、御笠地域において自治会バスを運行するという事業でございます。

次に3点目、A I オンデマンドバス実証運行業務委託料でございます。地域の特性に応じた交通課題に対応するため、新たな公共交通サービスの導入に関する実証実験を行うものでございます。

具体的には、利用者の予約に対してA I による最適な運行ルート、配車を行うサービスを想定しており、委託料の内容といたしましては、システム構築費、機器・車両導入費、端末通信費等を見込んでいるところでございます。

こちらの実証運行に向けた具体的なスケジュールでございますが、当然のことながら地域の実情や市民の御意見を踏まえながら流動的に動かざるを得ない面も多々出てまいりますけれども、他団体の取組の事例などを踏まえますと、令和6年度の上半期に交通事業者

と協議を調整し、地域の皆様の御意見を伺った上で秋から冬にかけて許認可手続を行い、年明けの1月から2月にかけて実証運行を開始するというようなスケジュール感を目指して、検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

令和6年度の歳出予算でございますが、コミュニティバス等の時刻表の印刷製本費として41万6,000円、修繕料、バス停の修繕料でございますが4万4,000円を計上しております。また、運行管理委託料といたしまして、コミュニティバス、御笠自治会バス、そしてA I オンデマンドバスの実証運行业務委託料、合計で5,575万9,000円を計上しているところでございます。

次に、その他の使用料でございますが、朝倉街道バスセンターの使用料として54万3,000円、単独工事費、御笠自治会バスのバス停埋込工事費として11万円、合計で5,687万2,000円を計上しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手をしてお願いをいたします。

高原委員。

○委員（高原良視君） 昨日、スケジュールということで今説明がありましたが、下半期という地域の説明ということで今お受けしたんですが、下半期で10月からになりますよね。それと同時に秋から冬に認可ということで、地域というか、市民全体に対しての説明とかそういう分がえらい周知徹底じゃないけど、そういうものが不十分じゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） まず、市民の皆様の御意見を伺う機会といたしましては令和6年度の上半期に今計画をさせていただいているところでございます。その後、交通事業者との協議調整、市民の皆様の御意見を踏まえて運行ルート案などを作成した後に秋から冬にかけ許認可手続を行い、そこから実証運行を進めていくというようなスケジュール感を今想定しているところでございます。

当然、高原委員がおっしゃいますとおり、なかなか全市民への周知の期間というものを考えますと、非常にタイトなスケジュールではございますけれども、当然、市の広報紙をはじめホームページ、SNS、様々な媒体を積極的に活用いたしまして、より多くの皆様に内容を御理解いただけるような広報の工夫というようなものは凝らしてまいりたいとい

うふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 今言われますように、タイトなスケジュールなんですね。もう下半期10月、秋冬に認可、そして1、2月には実証を始めるって。実施を始めるについては、ここにある車両導入費、受けるところのそういうものを準備したら車両導入費と言ったら、契約関係は認可が終わってからになるでしょう、当然。そのところは認可前に委託契約されるんですか。そういうものを含めてしたら、1、2月の実証というのは市民周知やら含めて半年間ぐらいの間にね。半年か、4か月ぐらいしかないと思う。3か月か4か月、この間に市民の地域説明から、認可から、実証に入るって、そんなのって徹底が大丈夫なんですかね。私はもう非常に苦しいかなと思ってね。せめて周知しながら実施の分については翌年から始めるとか、そういうふうになるのかなと。もう幾ら早くてもそのぐらいかなと思うんですが、みんな周知が大丈夫かなという心配をしております。皆さんいろいろ待ち望んであるというのは十分承知しております。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 今、高原委員から御指摘をいただきましたけれども、非常にタイトなスケジュールの中で市民の皆様の御理解もいただかないといけないという非常に厳しいスケジュール感でございます。

ただ一方で、地域公共交通計画を策定する中で、やはり多くの市民の皆さんが新しい交通手段というものを待ち望んでいるという状況も私どももしっかり伺っておりますので、市民の皆様の期待にできるだけ早く応えられるように、スピード感を持って様々な協議調整を行うとともに、その状況などもしっかりと市民の皆様に周知広報を並行して行いながら、円滑な形で実証運行開始できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 西村委員。

○委員（西村和子君） 私は誤解していたのかなと思うんですけど、このAIオンデマンドバスの実証実験は全市的にするということですか。私、地域限定なのかな、どこかに地域を限定して実証実験をするのかなと思ったんですけど、市全体ですということでしょうか。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 実証実験でございますけれども、やはりモデル事業として取り組むという形になりますので、まずはエリアなどを区切った上で実証運行を開始してまいりたいというふうに考えております。

具体的にどのエリアが最適であるのかという点などにつきましては、先日3月8日の委員会の際に御報告申し上げました今後、交通事業者等と研究協定を結んで具体的な協議調整を行ってまいりたいと考えておりますので、その中で適地をまた議論してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） ほかありませんか。

このことでは、本当に何が進んでいこうとしているかという、置いてきぼりにしないでくださいね、市民を。特に高齢者の人たちからしてみると、期待はあるんだけど、何が始まるんじゃないかという、そういうことぐらいは、こういうことのために実証実験がやられますよという、シルバーの人たちが集まるようなところに行っても説明しておいておくと、いつ頃それがどういう実験でなるのかなという、市民がみんな知ってて注目している中で、その期待を受けて推進するほうがあなたのほうもやりやすいと思いますし、市政運営としてもそのほうがよいかもしれんなと思いますので、あえて申し上げているんで。

あなたも時間が足りないなという心配をして、高原委員もそのことを言っているんで、そこのところだと思ってる。そこところを抜きにしてばぱっとスピード感だけでいきよると、誰かは乗車口から落としたまま発車するので。そういうことがないようにだけ気をつけて進めてください。本当に大事なことを実証実験でやるんだと。

ただし、みんなが周知して知っておかないでしくじってやめましたというときに知らなかったらひどい仕打ちを受けるのでね、皆さんはね。私らも受けることになるんです。そういうでたらめなことを決めてしまっただろうと言われてね。そういうふうにならんように、ぜひ慎重かつ市民の理解を得ながらいくように進めていただくと。とても期待が広がっているだけに大事なことですから、申し上げておきます。

よろしいですか。

山本委員が何か言う。

○委員（山本加奈子君） 今西村委員の答弁を聞いてちょっとクエスチョンが出たので、すいません。地域の人意見を聞くのが令和6年の上半期……、下半期。上半期というの

は……。そしたら、皆さんの意見を聞くのはバス停をどうするかとかそういうものでは、そういうものをするのかなと思っていたんですけど、それでいいんですかね。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 申し訳ございません。私の説明が不足していたかもしれませんが、地域の皆様の御意見につきましては、令和6年度の上半期から御意見を伺いながら調整をしてみたいというふうに考えております。

また、今、山本委員からの御質問をいただきました地域の皆様と協議、調整を図るべき事項といたしましては、A I デマンドバスを導入する場合も一般的なミーティングポイントと言われますけれども、A I デマンドバスが予約に応じて停車をする停車場所を設定して運行するという形になりますので、それぞれの地域でどこに停車をさせるのがその地域にとって一番ベストなのか、そういう協議などを地域の皆様とはさせていただく必要があるものと考えております。

○委員長（上村和男君） 西村委員。

○委員（西村和子君） ちょっとタイミングを確認したいんですけど、先ほど事業者と協議の上、エリアを決めるって言われたでしょう。そしたらそのタイムと市民に意見を聞くのはどういうふうな流れになるんですか。ちょっと同時進行みたいに聞こえるんですけど。エリアが決まらないことには市民の皆さんには意見は聞けないと思うんですけど、説明をお願いします。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 協議調整の流れとといいますか、順番的な考え方でございますけれども、やはりまずはどのエリアでどのような形で運行するという、そういうエリアの在り方を交通事業者、そして運輸局等と協議をして選定した後にその詳細、そのエリア内でどのような形で停車をしていくのか。より地域に根差したルート設定等はその後地域の皆様の御意見を伺いながらの設定をしてみたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（上村和男君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） すいません。84ページみたいなスケジュール案があると分かりやすいので、もしよろしければ、何かそういうのも準備していただけたらと思います。

○委員長（上村和男君） これ、実証実験ですから、最終的には全市的に実施するかどうかという検討をするときが出てくるんでしょうか。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 実証実験でございますので、当然、今回検討しておりますA I デマンド交通が筑紫野市に適しているのか適していないのかという、そういう評価も必要になりますし、仮にA I デマンド交通を運行する場合も手法が様々ございますので、筑紫野市にとって一番最適な手法がどういったものであるのか、そういう検証等を今回の実証実験を通して行ってまいりたいと考えております。

○委員長（上村和男君） いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） なかなか大変でしょうから、積み残しがないように頑張ってください。

次に行きます。

地域公共交通従事者確保育成支援事業事業内容に移ります。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） それでは、申し訳ございません。予算審査資料の本編のほうの43ページでございます。

地域公共交通従事者確保育成支援事業の事業内容について御説明を申し上げます。

まず、事業の予算額でございますが870万円を計上しております、財源については全額国費の充当が可能であると見込んでいるところでございます。

次に、事業の目的でございます。原油価格の高騰及び2024年問題により事業の継続が危ぶまれる交通事業者に対し、第二種運転免許取得者の確保、育成に要する経費を補助することにより事業継続を支援するということを目指した事業でございます。

次に、事業の内容でございます。まず、助成の対象者でございますが、市内に本社または営業所を有する乗合バス事業者、あとはタクシー事業者としております。乗り合いバス事業者につきましては市内に2社、そしてタクシー事業者には3社ございますので、これら事業者を対象としてまいりたいと考えているところでございます。

次に、2の助成対象事業及び助成対象経費でございます。

まず、①の第二種免許取得支援事業、第二種免許の取得に要した経費を助成する事業でございます。

そして、②でございますが、乗務員確保支援事業として、求人に関する経費、乗務員に対し安定的な雇用を図るために支給した手当等の経費、この①、②に充てるために助成基

準額として50万円を設定いたしまして、これを上限に助成を行ってまいりたいと考えているものでございます。

積算額といたしましては、1社当たり50万円。そして先ほど申し上げましたとおり、バス事業者、タクシー事業者合わせて5事業者ございますので、5事業者分の250万円を計上しているというものでございます。

これに加えまして、3点目でございます。新規雇用支援事業といたしまして、新たに雇用した乗務員に対し安定的な雇用を図るために支給した手当等の経費として、乗合バス事業者であれば、助成対象の乗務員1人につき30万円、そしてタクシー事業者であれば20万円を助成するというものでございます。

事業の組立てといたしましては、まず、①と②により様々な採用活動等の取組の展開を支援するとともに、人材が確保できた場合には③による支援を行うことによつて、2人目、3人目の確保育成につなげていくということを狙った事業でございます。

なお、単価の設定の在り方でございますが、二種免許を取得する際に大型であれば少なくとも30万円程度、そして普通であれば20万円程度が必要となりますので、これを踏まえて助成単価を設定させていただいたというものでございます。

助成の対象期間でございますが、令和6年4月1日から令和7年2月28日までとさせていただきます。どうしても補助金の関係上、年度末まで引っ張ることができないんですけれども、より多くの交通事業者の皆様にご利用させていただいて人材確保に取り組んでいただけるよう、極力長めの事業期間を設定させていただいたというものでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。

宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 今、二種免許、大型とそれと普通、二種免許ということで50万と30万予定しているということですけども。これまでも各事業者ごとにタクシー乗務員募集ということで、私の知り合いもそうですけど、全額会社のほうで費用を出しますからということで継続して勤めていただくように企業努力はされてたと思うんですよ。

新規にそうやって、これ国費で100%賄ってもらう以上、やっぱり成果というか、領収書って言ったらおかしいですけど、実際に人材をこの費用によって確保できましたという証明とかいうのはきちんと出してもらうような形になっているんでしょうか。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） この事業でございますけれども、様々な広報活動などを展開して、実際にタクシー事業者、バス事業者に従業員として採用していただくというプロセスになりますので、宮崎委員が御指摘のとおり、どのような広報活動等に費用、どのような広報活動を行ったのか、そして最終的にはどなたをどのような形で採用したのか、そういったものは申請時に当然、添付資料等としていただくことは予定しているものでございます。

○委員長（上村和男君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） これ、事前の質問の取りまとめの段階でもお話ししていたんですけども、支給した手当等の経費ということで、結局は運転手の方の人件費、待遇改善にどれぐらいつながるかというのが多分一番最大の問題になってくるのではないかなと思います。

その中で手当等の「等」が何なのかというのもちょっと気になったんですが、その実績報告の段階で恐らく賃金台帳を添付してどれぐらいの手当になったのかというのもチェックすると思うんですけども、その点をもう少し説明をしていただければなと思います。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 段下委員が御指摘のとおり、この事業が人件費等にも充当できる制度となっております。この「等」をつけさせていただいた点でございますけれども、今回この事業の制度設計を行う中で、当然、交通事業者数社にヒアリング調査などをさせていただきまして、各社の人材確保の取組状況などを確認させていただいたところでございます。

その中で、先ほど宮崎委員がおっしゃいましたとおり、うちの社は免許の取得費用を助成しているという会社もあれば、免許の取得費用は本人に負担をしてもらっているけれども、免許取得期間中の給料は会社のほうで負担をしている、またそういったものはやらないけれども、福利厚生の中でこういう手だてを行っているというような形で、各社の人材確保のための取組のアプローチが非常に幅が広うございましたので、最終的にはいずれの手法につきましても採用する運転手本人の処遇改善につながるものではございますけれども、人材確保のために取り得る選択肢が非常に幅広うございましたので、できるだけ前向きな取組を行う事業者を応援できるように少し門戸を広げさせていただいたというものでございます。

実際に段下委員が御指摘のとおり、最終的にこの補助金を使ってどのような取組をやっ

て、どのような方を採用することができたのかというものについては、当然、書面等で徴収することも想定しておりますし、ここで得た採用のノウハウなどを横展開していくためにも事業者に対するヒアリング等も行っていきたいと考えておりますので、しっかり補助金の使途は其中で確認をしてみたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） これ、最終的に積算のところでは新規雇用支援事業のところは30万が10人、20万が15人。この人数というのも交通事業者の人たちと相談をして、トータル25人確保したいという結果決まったものなのか、お尋ねします。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） こちら交通事業者の皆さんと協議して各社5人にしようという目標まで立てられたというものではないんですけれども、やはりヒアリングをする中で、うちの社は本来車が20台あるので運転手は20人欲しいけれども、運転者が10人しかいないと。また、運転手はいるけれども、実は平均年齢がもう60歳を過ぎてて、5年後、10年後が非常に心配だと様々な御意見をいただいたところでございます。

今回、国費が使える事業でございますので、筑紫野市としてもより多く目標は掲げたいと考えたところなんですけれども、今の採用活動の状況などを踏まえますと、まずはそれぞれ各社5人からというところで目標として挙げさせていただいたものでございます。

○委員長（上村和男君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） すいません。ちょっと今思いついたのであれなんですけれども、これ、市、国費でやるものなんですけど、雇用関係の助成金って厚生労働省が行っているものとかもあると思うんですね。そういったのも併せて周知していけば、何かもっと人材確保につながるんじゃないのかなと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 段下委員御指摘のとおり、厚生労働省が所管する事業の中にも大型免許を取得するための費用を助成する制度、そして県の制度といたしまして、運転手の労働環境を改善するための設備改修を補助する制度等々ございますので、当然それら関連する事業とセットでしっかりと周知を図ることでより相乗効果を発揮してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） では次の項目に移ります。

44ページ、高齢者運転免許証自主返納等支援事業減額理由。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 高齢者運転免許証自主返納等支援事業、この事業の減額理由について御説明を申し上げます。

まず事業の予算額でございますが368万1,000円としておりまして、財源として県費92万円、一般財源276万1,000円を見込んでいるところでございます。

次に、事業の目的でございます。運転免許証の自主返納等を行った70歳以上の高齢者に交通系ICカード等を支給し、移動支援を図ることにより、高齢者による交通事故減少等を目指してまいりたいという取組でございます。

次に、事業の内容でございます。運転免許証を自主返納もしくは更新せず失効した人が必要書類をそろえて申請することにより、次に説明をいたします支援品の中から一つを支給するという制度でございます。なお、この支援につきましては、お一人につき1回限りとさせていただいているところでございます。

対象者でございますが、①に記載をしておりますとおり、令和2年4月1日以降に運転免許証自主返納または更新せずに執行した方、そして②でございますが、自主返納または失効日において70歳以上である方、そして③でございますが、自主返納または執行日において市民で、かつ申請日においても市民の人という要件を掲げさせていただいているところでございます。

まず支援の内容でございますが、3点掲げておりますとおり、コミュニティバスの回数券、そして御笠自治会バスの回数券、交通系ICカードというような形で御本人に選択をいただいているというものでございます。

次に、減額の理由でございます。令和6年度予算については、過去1年間の実績を基に積算をし、減額をしたというものでございます。

本事業につきましては令和4年8月から事業を開始したのですが、対象者の欄に記載をしておりますとおり、それより前となる令和2年4月以降に自主返納をした人を対象に支援を行っているという事業でございます。

事業の開始から令和4年度、令和5年度と2年が経過しておりますので、令和2年度、

3年度に自主返納した方への支援が進み、申請状況が落ち着きつつあることから今回実績を踏まえて予算を減額して計上したというものでございます。

なお、運転免許証の自主返納件数につきましても令和4年が324件、令和5年が287件となっておりますので、大きな環境の変化等がない限りは支障なく事業を行うことができるのではないかと見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。

質疑のある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） ないですね。

次へ行きます。

基幹系システム等管理・運営事業増額理由。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） それでは、資料の45ページでございます。

基幹系システム等管理・運営事業、この事業の増額理由等について説明を申し上げます。

まず、事業予算の予算額でございますが4億1,380万3,000円となっております。財源といたしましては、国費が2億1,712万8,000円、そして一般財源として1億9,667万5,000円を見込んでいるところでございます。

事業の目的でございますが、市職員が窓口業務をはじめとした市民サービス全般、具体的には住民情報や税情報、国民健康保険、児童福祉、健康管理等の個人情報を含む業務でございますが、ここで使用するシステム、いわゆる基幹系システムと言われるもの、このシステム及びネットワークの管理運営を行うものでございます。

事業の内容でございますが、本市の行政サービスの根幹を担う基幹系システムの維持管理のため、下の表に掲げております取組を行うというものでございます。

次に、予算の増減の状況を表にまとめさせていただいておりますので御覧いただければと考えております。

増減の理由でございますけれども、役務費、委託料、使用料が増となっております、表の下側に記載をしておりますとおり、増額の理由といたしましては主に国が令和7年度を目標時期として掲げております基幹業務システムの統一・標準化に関連する予算が増と

なっているものでございます。

この基幹業務システムの統一・標準化でございますけれども、コロナ禍の令和2年度に定額給付金を支給する際、住民情報や税等のシステムの仕様が自治体ごとに大きく異なっていたことが影響し、オンライン申請でつまずき大きく出遅れた、このようなことを踏まえて自治体情報システムの機能や文字情報などを全国統一の基準に準拠させるというものでございます。

また、これに合わせまして、ハードウェアやアプリケーション等の整備管理に関する負担軽減のため一定のセキュリティが担保されたいわゆるガバメントクラウドと言われておりますけれども、このガバメントクラウドというクラウドサーバー上にこれらのシステムを構築する、このような一連の作業を基幹業務システムの統一・標準化と称しているところでございます。

具体的な増額の要因につきましては3点挙げさせていただいておりますが、まずガバメントクラウドに接続するための回線料として593万1,000円を計上しているところでございます。

次に、2点目でございます。システム標準化対応業務委託料、標準システムへの移行作業等を行う委託料でございますが、こちらを2億1,686万1,000円計上しているものでございます。

そして3点目でございますが、ガバメントクラウドのクラウドサーバーの使用料といたしまして4,798万1,000円を計上しているというものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） 自治体DXの推進とか業務の効率化とか、標準化法の施行に伴うものだと思うんですけども、これはもうこのシステムを導入してくださいみたいな、何かもうこの一つのシステムとかが決まっていて、この周辺市とかでも導入するシステムはもう統一されていくという認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） システムが一つに統一、取れんされていくのかという御質問かと思っておりますけれども、システムそのものは、現状では複数の事業者が作成をしているというものでございます。

そのシステムの中に入っているデータ等の仕様、レイアウトなどが国が定める統一基準に沿った形で構築をされたシステム、その中から各市の状況に一番適したものをそれぞれの市が選択をしていくという形に今後なっていくというものでございます。

○委員長（上村和男君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） 委託先の会社などは……、そうか。予算だから、まだあれですね。すみません。撤回します。

○委員長（上村和男君） 八尋委員。

○委員（八尋一男君） この増額要因の接続回線料、それから使用料、これは毎年発生するものですかね。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 現在、導入作業中でございますので、必ずしもこの額が固定で今後ともという形ではございませんけれども、令和7年度以降は標準システムとしてこれらの機能が必要になってまいりますので、内訳などは変更が生じる可能性はございますけれども、経費としては経常的には発生してくる経費となってまいります。

○委員長（上村和男君） いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） それじゃあ、次の項目に移ります。

自治体DX推進事業、事業内容。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） それでは、資料46ページでございます。

自治体DX推進事業の事業内容について御説明を申し上げます。

まず、事業の予算額でございますが256万3,000円を計上しております。財源につきましては全額一般財源となっているところでございます。

次に、事業の目的でございます。デジタル技術を活用することにより、住民の利便性向上や業務効率化による行政サービスの向上を図ることを目指した事業でございます。

次に、事業の内容として2点挙げさせていただいております。

まず、①でございますが、LINE機能拡張追加導入業務でございます。令和6年2月1日にサービスを拡張いたしました筑紫野市のLINE公式アカウントでございますけれども、こちらにさらなる機能を追加することによって、市役所等の窓口を訪れることなく各種申請や予約、電子決済による料金の徴収までが完結する電子申請・決済機能を導入す

ることで住民サービスの向上を実現してまいりたいと考えているものでございます。

具体的な内容等についてはこれから執行部内で様々な検討をしてまいりたいと考えておりますが、例として申し上げますと、粗大ごみの収集の申込み、このような事業で活用できるのではないかと想定をしているところでございます。

粗大ごみの回収につきましては、粗大ごみの回収のための回収シールをまず市民の皆様にご購入いただき、スーパーやコンビニ等で購入していただいた後に平日の日中に電話で収集日時や場所などを事業者にご連絡をして予約をしていただく必要があるという状況でございます。

このような手続がLINE上で電子申請、電子決裁の機能を設けることによりまして一度に行うことができるようになり、市民の皆さんの利便性が高まるのではないかと考えているものでございます。

この事業のスケジュールでございますけれども、システムの整備のみならず、例として申し上げます粗大ごみの回収であれば、回収事業者の皆さんと事務処理手順のすり合わせ、見直し等を行う必要がありますので一定の期間を要するものと考えておりますが、年内のできるだけ早い時期にサービスを開始してまいりたいと考えているところでございます。

次に、2点目でございます。公開型GIS機能追加業務でございます。こちらも令和5年4月1日に運用を開始した、筑紫野市公開型GIS「ちくしのデジタルマップ」に新たな公開マップ情報を作成・追加をするものでございます。

具体的には行政区の地図、そしてコミュニティ区域の地図、そして小中学校の通学区域の地図、この3種類を追加することによりまして市民からの問合せ対応の効率化、そして住民サービスの向上を図ってまいりたいというものでございます。

予算の内訳でございますが、①のLINE拡張に要する費用といたしまして60万5,000円。そして2点目、公開型GISの機能の追加に係る費用といたしまして195万8,000円を計上しているというものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明終わりました。質疑のある方は。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 説明ありがとうございます。

①のLINE機能のところ、予約に関してなんですけど、例えば今、生涯学習センターを予約します、それを取ったらお金払いに行っています、そういうこともこれで可能に

なることを想定しているのか。例えばコミュニティセンターの利用料とかもなんですけど。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） コミュニティセンターや生涯学習センターの予約なども理論上は十分可能になるものというふうに考えております。

ただ、施設の種別、そして施設内の利用実態等を踏まえますと、例えばこの部屋を使う際にはこういう条件があるんだというような細かなすり合わせ等が必要な場面もございますので、まずはこのシステムを導入する中で、私どもといたしましてもできるだけ幅広く門戸を広げて活用できるものについては積極的に活用してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（上村和男君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） なければ次へ行きたいところですが、しばらく休憩します。

もう1時間ちょっとたちましたので、20分から始めるようにします。休憩です。

休憩 午後2時08分

再開 午後2時20分

○委員長（上村和男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次の項目ですから、ふるさと応援寄附金納付促進事業、増額理由。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） それでは、資料47ページでございます。

ふるさと応援寄附金納付促進事業の予算増額理由について御説明を申し上げます。

まず、事業の予算額でございますが3億4,573万2,000円を計上しておりまして、全額が一般財源となっているところでございます。

次に、事業の目的でございます。ふるさと応援寄附金の納付を促進することで、寄附金による自主財源の確保を図るとともに、謝礼品を発送することによる市内事業者の活性化を図るという事業でございます。

このふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税でございますが、この制度の概要といたしましては、寄附者が応援したい自治体に寄附をした場合に寄附額の一部が所得税や住

民税から控除されるという制度でございます。

寄附金控除など細かな点につきましては寄附者の所得等に応じて変動はいたしますが、例えば1万円の寄附をした場合には、寄附金額から2,000円を引いた8,000円の控除が適用されることになるというものでございます。この2,000円につきましては寄附者に負担をしていただく必要が出てまいります。仮に1万円の寄附をした場合ですが、多くの自治体では3,000円相当の謝礼品を送っておりますので、寄附者の皆様はお得感を感じることができる制度となっているところでございます。

次に、事業の内容でございます。ふるさと応援寄附金の納付を促進するため、寄附申出等を行うためのポータルサイトを運営するとともに、市内事業者の特産品などを謝礼品として送付をするというものでございます。

歳出予算といたしましては、10節の需用費、印刷製本費、封筒代などなどでございますが80万9,000円、そして11節役務費、手数料でございます。ふるさと納税ポータルサイトや電子マネー決済等に充てる手数料でございますが6,756万7,000円を計上しているところでございます。

次に、12節委託料でございます。受付・配送業務委託料、謝礼品の調達、配送等のための委託料として2億7,735万6,000円を計上しているものでございます。

筑紫野市に寄附をいただく場合の具体的な事務の流れでございますが、まず寄附者にウェブサイト上で筑紫野市に寄附を行っていただく金額、そして寄附者の皆さんが希望する謝礼品を選択していただくということになります。この寄附金額と希望する謝礼品の情報を市及び委託事業者で受け付けた後でございますが、寄附金控除手続で使用する証明書を送付させていただくとともに、謝礼品を取り扱う事業者に寄附者のもとへ出荷するよう依頼をする、このような流れで事務を進めているところでございます。

次に、(1)でございます。ふるさと応援寄附金納付促進事業に係る歳出予算の状況をまとめさせていただいているものでございます。令和5年度、そして令和6年度の当初予算を比較いたしますと954万1,000円の増となっているものでございます。

次に、(2)この増額理由でございます。事業者説明会等により事業者に働きかけを行い、返礼品の拡充等に取り組むことと令和6年度も予定をしておりますので、寄附金件数が増加するものと見込んでいるところでございます。そのためポータルサイトによる寄附の受付及び謝礼品の配送に係る委託料などを増額させていただきたいというものでございます。

参考として下側に「ふるさと応援寄附金の推移」という表を掲載しておりますが、表の右側にご覧のとおり、令和元年度以降を見ても、令和元年度が寄附金額が1億5,000万円、令和2年度が2億1,000万円、令和3年度が2億8,000万、令和4年度が3億9,000万、そして令和5年度、現在1月末までに4億7,600万というような形で寄附金額は増加基調で推移をしており、令和6年度についても同様に増加を図ってまいりたいと考えておりますので、そのために必要となる謝礼品配送等に要する委託料を増額させていただきたいというものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。

質疑のある方は挙手を願います。

山本委員が早かったですね。

○委員（山本加奈子君） すいません。説明ありがとうございます。

役務費のところの手数料が3,000万増えて、委託料が2,000万減っているんですけど、手数料が増えた要因をお尋ねします。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） こちらの手数料、委託料などそれぞれの増減の理由ということでございますけれども、ふるさと納税を受け付けするに当たりまして筑紫野市でも複数のポータルサイトを今運営しているところでございます。そしてこのポータルサイトもサイトごとに寄附の受付だけを行うところもあれば謝礼品の配送まで行うところもあるというような形で、手数料で支払うものと委託料で支払うものが異なっているという状況でございます。

今回委託料を増額させていただきました。申し訳ございません。今回は手数料のほうを増額させていただいているんですけども、寄附の受付、そして謝礼品の配送まで行っている委託料として支出をしているポータルサイトのシェアが少し下がりました、手数料のみで運営をいただいているポータルサイトのシェアが上がったことにより、少し差が出てきているというものでございます。

ただ、性質的には窓口となるポータルサイトが異なるだけで、市としての取組には大きく変動はないというものでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） ほかありますか。

田中委員。

○委員（田中 允君） 何か僕はこの前、概略図が欲しいねって求めたような気がするけど、流れ。

それはそれとして、結局、これは総まとめするところがあるのかな。1番を総まとめというかな、誰が取締役、まとめ役になっているのですかね。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 全国各地の皆さんからお申出をいただいた寄附、そして希望する謝礼品等につきましては、市と市の業務を支援しております委託事業者のほうで取りまとめをさせていただいているというところでございます。

市、そしてその委託事業者が寄附者の希望に応じて、寄附者が希望する謝礼品を皆さんの求めに応じて送らせていただいているという状況でございます。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 元締というのはあるわけ。また所管の中で聞くけど。元締とか、流れがよく分からんとよね。最近、どんどん売上げが伸びよるけど、誰が潤っているのかなと思って。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 元締という表現が適切かどうかはちょっとありますけれども。

○委員長（上村和男君） 答弁をさせてから。

○企画政策課長（中尾泰明君） 元締といいますか、筑紫野市各事業者の皆様にご協力をいただき、事業者ごとに今、謝礼品を出品していただいて登録をしているという状況でございます。

そして寄附者の皆様が寄附をされる際には、どこの事業者が出しているどういう商品が欲しいというところまで選択をさせていただいておりますので、基本的には誰かが取りまとめというよりも、寄附者が求めたものを求められた事業者がそのまま配送をしていると、そのような流れで今事務を進めているところでございます。

○委員長（上村和男君） ちょっと、田中委員。まだ関連ですか。

○委員（田中 允君） 続き、続き。

○委員長（上村和男君） 田中委員、これまででちょっとお休みください。

○委員（田中 允君） これが、今例えば手数料が2億7,700万、寄附金が4億7,600万と

か、その差額が利益になるわけだから、誰がどれぐらいどのような形でもうかっているのかな、利益が出ているのかな。生産者も含めて。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） ふるさと納税に関する経費といたしましては、当然、謝礼品の調達に関する費用もあれば、謝礼品を全国の皆様のところへ送る配送料ですね。ヤマト運輸であったり、佐川急便等をお願いをしておりますけれどもそのような配送料、そして多くの皆様が今クレジットカード決済などを使用されておりますので、カード決済の手数料、もろもろの経費がかかっているところでございます。

ふるさと納税の寄附金額のうち、どのぐらいの割合が地場の事業者へ還元をされているのかという点でございますけれども、おおよそ寄附金額の3割以内が謝礼品の調達経費という基準がございますので、3割程度が地場に還元をされているという状況でございます。

また、その他の事務経費も含めまして、ふるさと納税の寄附額の謝礼品調達費用等事務経費を含めて5割以内に収めなければならないという基準がございますので、その他の事務経費がおおよそ2割程度出ているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 田中委員とほぼ同じようなあれだったんですけど、もともと謝礼品を発送することにより市内事業者の活性化を図るとというのが大きな目的の一つになっていたと思うんですね。

それで今、大体3割から5割で収めないといけないという枠があるにしても、寄附額の3割が地元事業者の活性化に寄与するものだということが、もう少し細かく、どういったところで、商品、たくさんの事業者の方が協力していただいているので、こういうふうな、これだけのものがそれぞれの品物を提供してくださった方に還元されているのがはっきりと数字として把握できるような、何というか、データの取り方をすると、この事業の持つ意味というか、市内事業者にこれだけのものが返ってきているということが分かるのではないかなと思うので、今説明があったことのもう少し詳しくその事業者へ焦点を当てたようなデータの取り方をしていただければ、何となくいいのかなと。

いつもマイナスになってしまうということがずっと頭にあって、続けなければますます赤字になるということでやっているけれども、少しは市内事業者の役に立っているという

ところがデータではっきり分かれば、それなりの意味があるのかなと思うので。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 貴重な御意見ありがとうございます。

現在、ふるさと納税の謝礼品といたしましておおよそ七百数十品、地域の事業者の皆様には御協力をいただきまして登録をさせていただいているという状況でございます。

そして七百数十品それぞれに配送費用であったり調達費用、おおむね3割という基準はございますけれどもそれぞれ若干差がございますので、正確な数を直ちにお示しするということは少し手法等も含めて研究をさせていただきたいと考えておりますけれども、やはりふるさと納税の意義を多くの皆さんに御理解いただけるような情報発信の在り方につきましては、今いただきました御意見なども踏まえて検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 春口委員が早かったね。

○委員（春口 茜君） 市内事業者の活性化を図るという点で、事業者さんが市独自の魅力的なものを発信するために尽力されている方がたくさんいらっしゃるんですけども、そういった方々のための例えば研究費だったりとか、開発資金などの支援とか考えていらっしゃるのか、お尋ねします。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 今、御指摘の御意見が恐らく市内の特産品の開発を促進するような支援を検討してはどうかという御意見かと考えております。

当然、筑紫野市といたしましても商工業の振興、そしてその中で新たな特産品を生み出させていただきたいという思いは持っておりますけれども、ふるさと納税と関連をして補助をしますと、どうしても謝礼品は3割以内に収めて、謝礼品に要する経費は寄附額の3割以内という基準がありますので、直接的にふるさと納税と絡めると、ふるさと納税の謝礼品代プラスアルファで市がお金を出すということは非常に難しいんですけども、ふるさと納税と切り分けまして商工業の振興を図るという観点であればそういった手法も可能性としてはあろうかと考えておりますので、貴重な御意見等を賜りまして今後執行部内で検討、研究させていただきたいと考えております。

○委員長（上村和男君） ほかありませんか。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） これはもう毎年ですので、件数にしても寄附金額にしても上がっているところですが、ごく努力もされてあるとは思いますが、これ他市と比べてこの4億7,600万というのはそれぞれその自治体によって特徴があるんでしょうけど、うちの市で言うたらこの金額というのは多いのか少ないのかをちょっと確認させていただきます。

○委員長（上村和男君） 中尾課長、平均と比べてみるといろいろ説明してください。

○企画政策課長（中尾泰明君） このふるさと納税が多いのか、少ないのか、実感としてどのように捉えているのかという点かと思いますが、ふるさと納税、全国の大半の自治体が現在取り組んでおりまして、おおよそ全国に千七百数十団体自治体がある中で、筑紫野市が全国でおおよそ550位程度に位置をしているという状況でございます。3分の1より上位におりますので、決して不十分な成果ではないと考えているところでございます。

ただ一方で、やはりふるさと納税、報道等でもよく取り上げられておりますけれども、多くの寄附を集めている自治体は筑紫野市が3分の1より上にあるとは言っても、それ以上に多くの皆さんの御賛同を得て寄附を募ることができている団体もございますので、これに甘んじることなく、今後もなお拡充、充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 白石委員からいきましょう。

○委員（白石卓也君） 本来、ふるさと納税ができた当初の目的が大分外れてきて、いわゆるもう物に特化しているというような状況になっていると思うんですね。それで国の方針も少し示されたんですけど、特にサービスとか体験とか、そういう物ではないものもちょっと考えていきましょうねという話だったと思うんですが、その辺の取組というのはどういうふうになっていますか。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 物品をただ送ることではなく、白石委員がおっしゃるように、地域の活動を支えようという機運を醸成すること、また地域に実際に足を運んでいただいて地域の魅力を感じていただけるような体験型、サービス型の謝礼品も重要だというふうに今言われているところでございます。

そのような観点から、筑紫野市でございますが、以前から二日市温泉等の宿泊券などを謝礼品として採用しているという状況でございます。また、今年度新たな取組といたしまして、筑紫野市内に筑紫保健所等から保護犬、犬を引き取りまして動物愛護の取組をやっ

ているNPO等がございます。そのNPOの皆さんとも協議をさせていただいてそのNPOを応援するようなメニューなども今回設けさせていただき、一定全国の皆さんからの好評をいただいているという状況でございます。

今後も単純に物を送るだけではなく、筑紫野市の施策を応援していただく、そして筑紫野市に足を運んでいただけるような謝礼品等についても調査研究をしてみたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 赤司委員。

○委員（赤司祥一君） 2点お伺いしたいんですけども、先ほど田中委員の御質問のときにちょっと出なかったのです。元締ってあれじゃないと思うんですけど、今、業務委託を結デザインに委託してやってもらっていると思うんですけど、その体制に何か変わりがいいのかどうかというところが1点と、もう1点は、この増額理由の1行目、2行目に書かれている事業者説明会等により事業者に働きかけを行って、返礼品をさらに拡充していくと書かれていると思うんですけど、事業者説明会の運営の仕方だったり、回数だったり、この辺が昨年度と今年度6年度に向けて回数を増やしたりとか、やり方を変えたりとか何かそういう計画があれば教えてください。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） まず業務委託の体制でございますけれども、令和6年度についても引き続き結デザインとの現在の体制を継続する方向で今調整をしているところでございます。

また2点目、事業者説明会でございますが、令和5年度につきましては7月中に2日間事業者説明会開催をいたしまして16社の皆さんに御参加をいただき、最終的には45品目新たな謝礼品等として登録ができたという状況でございます。

令和6年度につきましてもこちらに記載のとおり、謝礼品の拡充等によりふるさと納税の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、詳細については予算成立後に検討させていただきたいと考えておりますが、昨年以上に説明会の回数であり、内容であり、充実を図ることによって、より多くの謝礼品の発掘、ひいてはふるさと納税の寄附の増額に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○委員長（上村和男君） ちょっといいですか。あなたの説明で今のはちょっと気がかりなんです、予算が成立したらいろいろしてやりますというのは。それを見越した上で予

算というのは提出されないといけないんで。これからやることを決めますから予算を成立させてからと言われると、そんな予算を提出しているんですかと。予算というのはみんなで起こして積み上げていってこういうことをやろうと、今はそう想定して予定して、そして予算を提出するわけです。その予算でいいかどうかという、そういう事業予定でいいかどうかちゅうのが今ここで審査しているわけですよ。

そこで、これから予算が通ってから検討しますと言われると私としても困るし、みんなも困ると思いますよ。だから、それは皆さんの御意見を聞きながらもっと充実させていくことに今のところはこれで想定していますけれども、充実させていきますというふうに説明をちょっと変えてくれるとありがたいですね。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 事業者説明会でございますけれども関係事業者、そして関係団体等の調整もございますので現時点で何回という形で断言することは非常に難しゅうございますけれども、ふるさと納税の謝礼品の拡充、そして寄附の拡大等のために昨年以上に開催できるよう努めてまいりたいと考えております。

○委員長（上村和男君） 八尋さんだっけ。

○委員（八尋一男君） いろいろ意見が出て、自主財源を増やそうという形から、このふるさと納税はしっかり取り組まないかんという思いは皆さん一緒なんですよ。赤司委員が言いましたけど、結デザインは世間的には評判がいいんで私としてはそれはそのまま使ってもらっていいんですけど、もっとちまちませずに30億ぐらい稼ごうというぐらいの大きな取組、意欲があってしかるべきではないかと。

そうしたときに、今のような任せっ放しじゃなくて、やっぱり職員を1人でも2人でも専任でかけようかと、それによって見返りが30億円ぐらいありますよということは、先進地調査からいくと、当然、筑紫野市さんの規模やったら1名、2名は専任で置いてもおかしくないですよというありがたい御指導もあつとるわけですけど、その辺のことをこの予算がこういう形で3億4,500万円組まれているけど、これはこれでいいけど、将来的にももっと大きく伸ばしていこうというこの取組意欲をぜひとも欲しいなど。

そういう形で、これは中尾課長が今「はい、分かりました」と言えんでしょうけど、これはもう市長のトップ権限かもしれないけど、本当にそういう形で取り組んでほしいなという形で、今回令和4年の決算のときもそれでちゃんと我々としては要望して、それから代表者質問の中でもちゃんとそういうことを言い続けております。

だから、これについてはしっかりと将来的な伸ばす計画を持って取り組んでほしいなどというふうにこれは要望として言うておきます。

以上です。

○委員長（上村和男君） ほかありませんか。春口委員が手を挙げていました。

○委員（春口 茜君） 先ほどの体験型の件に戻るんですけども、保護犬の支援はガバメントクラウドファンディングのやり方でやられたということですかね。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） ガバメントクラウドファンディングも検討いたしましたけれども、枠組みの少し今回の事例では難しいと判断をいたしまして、一般のふるさと納税のスキームを活用して行い、寄附の謝礼品としてその団体が発行しているカレンダーなどを寄附者に送っていただく、そのような枠組みで当該NPOの活動を支援させていただいているというものでございます。

○委員（春口 茜君） ガバメントクラウドファンディングの促進とかって考えていらっしやらないんですかね。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） ガバメントクラウドファンディングも現時点で具体的に取り組んでいるものはございませんけれども、当然、自主財源確保の一つの手段となり得るものというふうに考えておりますので、今後適したものがあれば積極的に検討してまいりたいと考えております。

○委員長（上村和男君） じゃあ、田中委員。

○委員（田中 允君） 今、八尋委員が言われたことに関して、やはり重要な政策的なことだから、課長じゃなくて部長の答弁で、きちっとどういう考えで市の政策なんかにどのように取り入れていくのか、部長の考えを聞きたい。

○委員長（上村和男君） ちょっと今の質疑の場面と少し違うので、最後の意見交換のようなときにはぜひ今の意見は出していただいて。予算全体をするときに意見交換会をやりますからそのときに出してください。そうしないと。

○委員（田中 允君） 一応、部長の……。部長が八尋委員に対してどのような政策をもって臨んでいくのかきちっと。課長だけじゃどうにもならない。

○委員長（上村和男君） それは予算全部を議論するときに最後に意見交換をしますという時間を取ってありますのでそこで出していただいて、部長に答えていただくというふう

にしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議会事務局長（荒金 達君） 意見交換のときに部長はいないです。

○委員長（上村和男君） いないか。じゃあ、ここでいいのか。

○委員（田中 允君） やっぱ部長は政策的なものだから。

○委員長（上村和男君） 分かりました。そしたら部長、答えてください。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） このふるさと応援寄附金の納付促進事業にどのように今後取り組んでいくのかという姿勢についての御質問だと思います。

当然ながら、先ほど来話が出ていますように、地場産業の育成、自主財源の確保は非常に大事なことだろうと思っています。

では、先ほど御意見が出たように、専任の職員を増やして、じゃあ、取り組むのか、そこまでやるのかということについては、今この場でこうやってやっていきますと言うことはできませんけども、ここで出た意見を十分に尊重し、貴重な御意見として賜りながら、今後ともふるさと応援寄附金促進事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） ちょっと副委員長がぜひこの場で言いたいって言っています。

○副委員長（城 健二君） すいません、本当に申し訳ないです。

さっきの筑紫野市の二日市温泉の宿泊券とか、あともう一つ、保護犬っていうの、もうちょっと詳しく教えてもらえないですかね。あれ、どういうふうな感じでやるのか。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 保護犬の活動でございますけれども、こちらにつきましては筑紫保健福祉環境事務所のほうに引き取られた犬、そのままであればちょっと言葉は悪いですが殺処分をされてしまうという状況になります。それがあまりによろしくないのではないかとこの有志の方がNPO法人を組織いたしまして、保健所からの回収をして、保護した犬たちの育成、面倒を見ているという取組を行っているところでございます。

そのような団体の取組などを御紹介して、その団体の支援を目的とした寄附を今募って、募ったところはおおむね好意的な評価をいただいているという状況でございます。

○委員長（上村和男君） 城さん。

○副委員長（城 健二君） 保護された犬を例えば1匹幾らで売るという感じではないで

しょう。

○企画政策課長（中尾泰明君） えさ代とかいろんな費用に充てるためお寄附を募っています。

○副委員長（城 健二君） そういふことか。すいません。分かりました。

○委員長（上村和男君） 分かりましたので。

ほかはいいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） じゃあ、入替えになりますので……。まだ、もう一つある。

公共施設照明LED化事業、事業内容について、最後の項目ですから説明願います。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） それでは、資料48ページでございます。

公共施設照明LED化事業、事業内容について御説明を申し上げます。

事業の予算額でございますが440万円を計上しております、財源は全額一般財源となっているところでございます。

事業の目的でございますが、温室効果ガス削減による脱炭素化の促進及びエネルギー価格の高騰を踏まえた電気料金の縮減を図ることを目的とした事業でございます。

事業の内容でございますが、リース方式により、生涯学習センター、歴史博物館、市民図書館、コミュニティセンター（山口、御笠、山家、筑紫南）の4館、そして竜岩自然の家、勤労青少年ホーム、農業者トレーニングセンター、山家スポーツ公園、筑山中学校ナイター照明、公園灯・街路灯の照明器具をLED照明器具に更新をするという事業でございます。

なお、コミュニティセンターにつきましては、山口、御笠、山家、筑紫南の4館を対象としておりますが、平成25年に竣工いたしました筑紫コミセン、そして平成28年竣工の二日市東コミセンにつきましては既にLED化対応済みのため、今回の事業からは除外をさせていただきますというものでございます。

また、今回後ほど御説明申し上げますが、10年間のリース方式により事業を行うこととしております。一方で、二日市コミセンにつきましては建築から50年以上が経過しており、10年間のリース期間中に大規模な施設設備の改修等が必要となる可能性が否めないという状況ございましたので、やむなく今回の対象からは除外をさせていただきますというものでございます。

次に、下側の表でございますが、導入のスケジュールについて御説明を申し上げます。
令和6年度中でございますが、随時関係事業者等と協議を行いながら、年度当初に調査・
施行準備を終わらせ、5月頃からをめぐりに工事を施工し、最終的には年明け2月をめぐりに
照明器具のリースを開始してまいりたいと考えているところでございます。

なお、リース期間につきましては10年を想定しております。このリース期間の10年経過
後につきましては、今回の事業で設置する機器を本市へ無償で引き渡すことを仕様の中で
定めているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は。

辻本さん。

○委員（辻本美恵子君） これは電気料金の縮減を図ることを目的とするということですが、今年度、実際には器具が動き始めるのは年度末なんですけれども、この計画を立てるに
当たって、どれだけの事業効果があるのかということも当然計算された上でのこの事業の
決定だと思えるんですけれども、電気料金の縮減はどれぐらいを見込んで、いわゆる事業効
果、10年間利用するときの10年間の効果も含めてお聞かせいただければ。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 電気料金でございますけれども、当然、都度都度増減が
あっておりますので正確な数というところではございませんけれども、今回の対象となり
ます施設のLED化を進めた場合に、おおよそ年間で2,000万から3,000万程度の電気料金
の縮減が期待をされているというところでございます。

○委員長（上村和男君） 年間でしょう。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 今回、公共施設は列記されている部分だと思うんですけれども、学
校であるとかその他の公共施設のLED化というのはどのように具体的に組み込まれてい
くのかということが1点と、あと今回予算の中でも第三次環境基本計画の改定がなされる
と思います。その中での整合性というのをどのように図っていくのかということも併せてお
答えください。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 今回、今御説明をしたような形でございますが、リース
方式により公共施設のLED化を促進するという動きをとらせていただいております。こ

の事業が仮にうまく進めることができれば、当然、学校、その他の公共施設にも拡充していくことができるものと見込んでおりますので、学校等についてもLED化に向けた調査研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

ただ一方で、市が行政で使用しております公共施設と異なりまして、やはり学校の場合は例えば夏休みなど電気を全く使わない時間があるなど、電気料金の試算等も公共施設の場合と異なってくる部分もございますので、最終的にどのような形でLED化を進めるべきなのかという大きな方向性等はもろもろの要因をしっかりと調査をした上で整理をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 西村委員。最後にします。

○委員（西村和子君） すいません。このスケジュール表について質問したいんですけど、ちょっと私の感覚で言うと、施工したらその日から使うんじゃないかなと思うんですけど、このリース開始と施工の関係はどうなっているのでしょうか。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 当然、西村委員おっしゃいますとおり、施工して付け替えましたら、そこから電気としては使用いたしますけれども、リース契約によるリース料の支払いについては全ての箇所の工事が終わった段階でリース料の支払いを開始するという意味でのリース開始……。

○委員（西村和子君） じゃあ、その間は払わなくていいということ。

○企画政策課長（中尾泰明君） そうですね、はい。

○委員長（上村和男君） いいですか。

それでは……、高原委員。

○委員（高原良視君） 予算とは関係ないんですが、部長お見えですので質問したいんですが、よろしいですか。

○委員長（上村和男君） はい。

○委員（高原良視君） 先日の新聞に、JT跡地について、市の幹部の発言という形の中で、JTの分については特に迷惑をかけとるからどうのこうのというような文言が入っていたと思うんですが、市の幹部の発言ということだったんですが、JTについては筑紫野市は誘致して、いろんな催しのときに利用もさせていただいていますよね。駐車場を含めて。そういう中でのあの発言が本当だったのか。報道がそういうふうに捉えて言われたの

か、どちらなのか、市の幹部の方がそういう発言をされたのか。そのところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（上村和男君） はい。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 市の幹部といえば、私か、あるいはいつも説明に来てる中尾課長かということになるかと思いますが、少なくともこの2人についてはそういう発言はあっておりません。

○委員長（上村和男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） もしも市の幹部の発言がないということであれば、多分、副市長も含めて市長もあるかもしれませんが、もしも市の幹部の方がそういう発言をしてなく、報道がそのような形で出されたというふうには、市民の方はもうそれしか知るすべがないから、せめて違うならばこの報道のほうに筑紫野市として、こういう発言はないという抗議はされるべきだなというふうに思います。よろしくお願いします。あとはもう執行部の判断ですので。

○委員長（上村和男君） いいですか。

だから、もうそれはそういう……。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） はい、御意見として。

○委員長（上村和男君） 御意見をいただいたので持ち帰っていただいて、しかるべく。

じゃあ、これで入替えになりますからしばらく休憩します。

休憩 午後3時02分

再開 午後3時15分

○委員長（上村和男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

新しく資料が配付されておりますので確かめてください。昨日かなんか要求された資料が配付されています。人数が書き足したやつよね。いいですね。

それでは、人事課の部門で各課組織機構図（任用期間6か月以上の会計年度任用職員）について説明をお願いいたします。

新しく説明の職員が来ていますので、宗貞部長から紹介をしてもらいます。

宗貞部長。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 企画政策部、引き続きまして人事課のほうから4件説明

させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

職員の紹介をさせていただきます。人事課長の永田でございます。

○人事課長（永田貴也君） 永田でございます。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 人事課行政管理担当平島係長でございます。

○行政管理担当係長（平島知子君） 平島です。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 人事課人事担当係長の中村でございます。

○人事担当係長（中村淳二君） 中村です。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） よろしくよろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） それでは、先ほど申し上げた各課組織機構図任用期間6か月以上の会計年度任用職員の項目について、課長から説明願います。

永田課長。

○人事課長（永田貴也君） それでは、各課組織機構図につきまして御説明をさせていただきます。

審査資料の50ページでございます。よろしくお願いいたします。

令和6年度の筑紫野市行政組織機構図をお示しをしております。

まずは、表の見方を御説明させていただきますが、一番上の議会を例に説明をさせていただきます。事務局の下に7という数字がございますが、こちらの数字は議会事務局に常勤の正規職員を7人配置するということでございます。

それからその右側の「議事課」、さらにその右側に「議会担当」と表記しておりますが、担当に5人配置ということで、事務局長、それから課長含めて合計7人が議会事務局に配置という形で御覧いただければと思います。

続いて、この議会担当の5の上に①という数値を表記しておると思いますが、この①というのが常勤の正規職員の人数ということで表示のほうさせていただいております。

それから、②が週4日勤務の再任用短時間勤務職員の配置状況をお示しをしております。

続いて、③につきましては、会計年度任用職員のうち、月額で給料が支払われている方々の配置状況についてお示しをさせていただいております。

それから④につきましては、任期が6か月以上の任用予定の日額及び時間額の会計年度任用職員の配置人数の予定を表記させていただいております。

それからその結果、この表の一番右下の部分になりますけれども、①から④の合計人数

を表示をさせていただいております。

①の正規職員の人数につきましては、実配置人数が令和5年度と比較いたしまして20人増員をさせていただきまして495人、それから②の再任用短時間勤務職員が9人、③の月額会計年度任用職員が304人、④の日額及び時間額の会計年度任用職員が227人という予定になっております。

それから令和6年度の組織につきましては組織機構の見直しをさせていただきまして、9部局43課等77担当等という組織で進めるものとさせていただいております。

令和6年度の職員の配置につきましては、こども部の設置をはじめといたします組織機構の見直しやこのたび策定させていただきまして第7次総合計画の内容、今後の事業の見通しなどを踏まえまして特に重点施策にも上がっております子育て支援と教育の充実、それからスポーツの振興あたりに重点を置きまして、配置数の見直しを行わせていただきました。

今後の職員配置につきましてはデジタル化等による業務の効率化が図れる部分、それからさらに体制の強化が必要な部分など、それぞれの事業の推移を見ながら随時見直しをさせていただき、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 御説明ありがとうございます。

2点ございます。筑紫野市職員定数条例の第2条に「定数は次に上げるとおりとする」ということで、市長の事務部局の職員が377人になっているんですけど、この組織図で市長のところを見ると単純に計算したら408人ぐらいいたので、人数の数がどうなふうになっているのかというのが1点と、あと条例第2条第2項の予備定数、令和5年度は予備定数の実配置数はなかったんですけど、今回12人ということでされていますので、この背景、どのような背景で予備定数が配置されているのか、2点お尋ねします。

○委員長（上村和男君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） ただいまの2点の質問についてちょっと関連がございますので併せて御回答させていただければと思います。

まず、予備定数の考え方というところを先に御回答させていただければと思いますが、これまで山本委員御指摘のとおり、予備定数がゼロという形で取扱いをさせていただいて

おりましたが、令和6年度より予備定数の取扱いを厳格化させていただきたいと考えております。

予備定数でカウントできる人数につきましては予備定数として厳密にカウントをさせていただき、取扱いをしていきたいというふうに考えております。その結果、市長部局につきましては377人の条例定数に対して、条例定数を使用している人数が374人、予備定数が11人という形で、合計しますと385人市長部局に配置という形で予定しておるところでございます。

この予備定数の内訳でございますが、事業の完了見込みがございます区画整理事業、あと外部機関への職員の派遣の予定、それからコロナ対応で臨時的に増員をかけている部分がございます。

それから定年年齢の引上げに伴いまして、今後、当面の間が2年に一度しか定年退職者が出ないという中で、職員の新規採用については毎年平準化をして行っていきたいという形で取扱いをさせていただきますので、一部前倒し採用というものも行っております。この辺りを予備定数として上げさせていただきまして、11人という形で整理をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） これ、4月1日の組織でそういう人数なんでしょうけど、3月末で定年退職する人の人数がおられると思うんで、495名が前年度してプラス20ということですから、新規採用で全てその20名プラスアルファを埋めたのか、そういうところをちょっと教えてくれませんか。

○委員長（上村和男君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） 今年度の新規採用につきまして、退職者の補充も含めまして、現段階で29名採用予定としております。これで495人今全てが埋まっているという状況では実はございまして、一部採用の辞退などもございまして、現在、保育士、それから今後、建築技師の追加採用という動きをとらせていただきたいと思いますと考えております。今495名中、4月1日では2名の欠員が生じてしまう見込みになっております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 質疑はありませんか。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） 新規採用で29名採用予定ということなんですけども、新卒ばかりを29名採用するという事なんですか。

○委員長（上村和男君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） 今年度、今回の4月採用予定の29名のうち、採用区分を細かく分けさせていただいております。その中で、例えば一般事務職につきましても従来の大学の新卒者向け、それから高校卒業程度という高卒の新卒者向けの試験、採用活動だけではなく、3年以上の社会人経験をお持ちの方を対象とした社会人採用ということも併せて取り組ませていただいておりますので、年齢層も幅広く、職種も多様な形でという形でバランスよく採用のほうをさせていただいているという形になります。

以上です。

○委員長（上村和男君） よろしいですか。

田中委員。

○委員（田中 允君） 今年29名採用したんですかね。そしたら、その29名、今まで9人したけど、退職者がたくさん出たから29名にしたけど、そうじゃなくても……、どう言ったらいいかな、バランスだよな。退職者とさっきも退職者の話が出たけど、そのバランスをどのようにとっているのかな。

それとかやはり今から先、いろんな形でパソコンとかコンピューターと使うて、人間の削減というか、業務を簡略化していこうとか、素早くしていこうとか、ちょっとそこら辺りの表現私うまく言えないんですけども、そういうことで人間はできるだけ抑えておこうと人事を、そういう動きもあったんですけど、そこら辺りとの整合性について御説明願います。

○委員長（上村和男君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） まず1点目、退職者とのバランスという御質問でございますが、今年度につきましては、この3月31日で定年退職者がいないような形になります。定年年齢の引上げに伴って、今年度より定年年齢が61歳に引き上がっております。というところで、今年度61歳を迎える職員が職員の中におりませんので定年退職の予定がないという形。

それ以外の理由による退職予定というのが数名おりますので、今年度で退職する職員に対する補充、それから実は令和5年度に年度途中で退職をした職員だとかという形で欠員が発生しておるところもございました。それに対する補充、それから、令和6年度に20人

増やさせていただきたいという増員分、これを全て合わせまして29人という形になっております。

それから採用の抑制、職員の数の抑制との兼ね合いというところにつきましても、今回は増やさせていただきたいという形で御提案をさせていただいておりますけれども、今後、じゃあ、そのままの形でいくというところではなく、デジタル化などによる業務の効率化が実現すれば、一定、職員数の抑制を図れる部分もあるんじゃないか。

一方で、行政の求められる役割、行政需要というところにつきましては多様化する一方でもございますので、やはり人員が必要な部分はございますので、一つ一つその辺を精査しながら本当に必要な部分につきましては人の配置をしながら、できるだけ職員数は抑えながらという考え方を持って取り組んでいきたいなと考えております。

以上です。

○委員長（上村和男君） いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） それでは、次の項目に移ります。

会計年度任用職員の職種別給与一覧表の説明をお願いいたします。

永田課長。

○人事課長（永田貴也君） それでは、会計年度任用職員の職種別給与一覧表につきまして御説明をさせていただきます。

まずは、資料の52ページを御覧ください。よろしくをお願いいたします。

フルタイムの会計年度任用職員でございますが、一番上の危機管理課の防犯専門官を例として記載内容の説明をさせていただきます。

職種の横に月額という欄があると思いますが、これが給料と地域手当を合わせた金額のことでございます。21万2,954円から22万4,614円の範囲となります。この月額の幅につきましては、防犯専門官として初めて任用されれば、初年度は21万2,954円の給与でスタートいたしまして、2年目、3年目と経験加算を行いまして、最大で3年目には22万4,614円となるという形で御覧ください。ただ、任用時に同種の経験があれば経験加算を任用時点で行いますので、この上限額からスタートするという場合もございます。

それから次に、期末手当と勤勉手当でございますが、6月と12月に支給をすることになりますが、任用期間に応じて支給率が異なる形にはなりますが、今回はこの資料におきましては100%支給の場合での金額を表記をさせていただいております。

また、この金額の幅につきましても算定の基礎額が月額給与となりますので、先ほど御説明いたしました月額の給料の金額に幅があることによるものでございます。そして月額と期末手当、勤勉手当を合計したものが年額となりますので、そのような形で御覧いただければと思います。

それから本日追加資料としてお配りをさせていただいている資料につきましては、この金額の表の一番右側に任用予定の人数を追加して表記をさせていただいているものを追加でお配りをさせていただいておりますので、併せて御覧いただければと思います。よろしくお願いいたします。

続いて54ページからでございますが、パートタイム月額の会計年度任用職員についてでございます。

この表の見方は、先ほどのフルタイムの会計年度任用職員と同様でございますが、職種欄の右側に勤務形態という項目を設けさせていただいております。こちらの項目は1週間当たりの勤務日数、それから1日当たりの勤務時間を表示させていただいております。

それから最後に57ページでございますが、こちらがパートタイムの日額、あるいは時間額で任用される方々の報酬単価の一覧でございます。勤務日数や勤務時間数によって支給される給与が決まる会計年度任用職員の方の単価のほうを記載させていただいております。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） まず会計年度の方、報酬とかだったり手当だったり創設して待遇改善の努力をなされたことを高く評価いたします。

質問に入るんですが、例年聞いていることなんですけども、これで筑紫地区の給与体系と比べてどのような形になったのかということをお尋ねしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） 今年度につきましても筑紫地区の状況というのは調査をさせていただきまして、同種の職種の方々が筑紫地区内でどのような形で任用されているのかというのは確認をさせていただいているところでございます。

その中で職種によって多少のばらつきがございますが、全般的な傾向といたしましては筑紫野市の会計年度任用職員の報酬の単価につきましては筑紫地区内で平均的な水準設定

をさせていただいておるというところがございます。例えば低い場合は少し上げを行ったりとかいう形で継続的に取組のほう今後もさせていただきたいと考えております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） この表の中で一つの基準となるものが国家資格を有するかそういったところなのかなと考えているんですけども、その中で国家資格の条件として持たれているのを教えていただけたらと思います。

○委員長（上村和男君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） この中で資格要件が必要なものという職種がかなりあるんですけども、この中の約半分ぐらいは資格要件が必要だという形にはなるんですが、一つ一つ御説明をさせていただいたほうがよろしいですか。一般、おおむねの形でよろしいでしょうか。すいません。

資格要件が必要なもので代表的なものを御説明させていただきますと、まず健康推進課からです。フルタイムの会計年度任用職員でいえば、健康推進課の健康運動指導士についてはこれは資格が必要です。それから下のこども政策課こども家庭課につきましては、子育て支援センターの保育士、つどいの広場の保育士は保育士資格が必要です。

それから括弧書きで書いておりますが、こども家庭課については社会福祉士、精神保健福祉士の資格が必要だというのが家庭児童相談員としてという形で、特に福祉関係につきましては福祉資格が必要になるという要件設定がされているものが多いでございます。

それからパートタイム月額の方々につきましても同様の形で、福祉関係の専門職の方々については福祉の専門資格が必要なことが必要な要件を定めさせていただくところが多いでございます。

そして、あと学校関係でございます。学校教育課の適応指導教室だとか、教科促進指導員、それからフルタイムのほうにもございますが、教育の指導主事さんというのは教員免許が必要だという形で、おおむね福祉資格、それから教員免許は必要だという職種がかなり多くなっているという状況でございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 専門性の高いところはやっぱり資格が要するという説明だったと思います。その中でも、保育士さんとか他の自治体においてもやはり人材不足で確保に取り

組まれておられる中で、例えば筑紫野市の保育所の保育士さんが今、月額19万8,538円からってなっていますけども、例えば危機管理課のほうの消費生活専門相談員さん、こちらは単価が21万8,996円という差がやっぱり出てきているというところはどうのように積算する上で比較として、需要が両方高いとは思いますがそれでもそういった中での特に社会福祉士さんとか、保育士さんとか、その点の人件費の月額決められたというちょっとそこら辺も教えていただけたらなと思います。

○委員長（上村和男君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） 保育士の方々の単価の設定の考え方でございますが、繰り返しになりますが筑紫地区の状況、それから民間の給与水準等を見ながら設定をさせていただいております。また、他の職種との兼ね合いというのも当然見ながらでございます。業務の内容というところも見て、相談業務、あるいは指導的な業務になれば少し単価設定が高くなるかそういったこともございますが、基本的には他の自治体、それから民間事業所における給与水準を見ながら設定をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） ほかありませんか。

春口委員。

○委員（春口 茜君） 単純に保育士のお給料が少ないなと思うんですけども。何かこう他の自治体と合わせていると言われたと思うんですけど、保育士を増やす取組として給与を上げたりとか考えたりはされてないんですかね。

○委員長（上村和男君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） すいません。現段階で保育士の給与を上げるというところを具体的に予定はしておりませんが、過去、令和4年度になります、一度民間水準を調べた上で保育士の処遇改善ということで引上げのほうを行わせていただいております。それから後につきましても、会計年度任用職員全体としての処遇の改善ということで給与の引上げを行わせていただいておりますので、今後につきましても会計年度任用職員の方々全体の給与体系というところの見直しの中で検討をさせていただきたいと思います。その中で保育士だけ上げるというような必要が生じれば、そこは具体的に検討をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） では、次に行きます。

次に、こども政策課の業務内容について。

永田課長。

○人事課長（永田貴也君） こども政策課の業務内容でございます。

資料の58ページをよろしくお願いたします。

主な業務内容として記載をさせていただいておりますが、まず、こども政策担当におきましては、子どもに関する施策の推進、調整、それから子ども・子育て支援事業計画の策定、子どもの権利、利用者支援事業などの現行組織におきましては子育て支援課が所管しておる業務を行うこととなります。

次に、保育担当につきましては、保育所の総合調整、入退園の管理、保育料に関することなどの現行の組織におきましては、保育児童課が所管をしておる業務を行うこととなります。

それから、給付・支援担当でございますが、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当に関すること、そして母子及び父子、寡婦の福祉、子育て支援センターなどの地域子育て拠点などの現行組織におきましては保育児童課が主に所管をしている業務を行うこととなります。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） ありがとうございます。

今度、これ新設というところでちょっと確認も含めてなんですけど、このこども政策担当のところで、主な業務内容のところは四つ上がっているんですけど、今回、第3期子ども・子育て支援事業計画に子どもの貧困対策推進法に基づく計画を一体的に策定する予定をしているということだったんですよね。

それともう1点が、子ども・若者育成支援推進法に基づく計画との一体化についても検討するという回答があったんですけど、今の現子育て支援課が担当なのかというのを確認ともう1点が、ここの中で子どもの意見等はそこの中で反映されるのかの確認をしたいと思っております。

○委員長（上村和男君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） 子どもの貧困につきましての所管についてでございます。現行の組織におきましては、実は子どもの貧困については保護課のほうが所管をしております。これは生活困窮に関する相談を一次的に受け付ける窓口として保護課という形にさせていただいておりますが、今後につきましては御指摘のとおり、こども政策課、それからこども家庭課を中心という形になってこようかと考えております。

それぞれの担当する業務の中で、例えばこども政策課であれば子どもの居場所づくりとか独り親支援だとか、こども家庭課であればこども家庭センターの中での相談対応、個別対応業務、それから妊娠期から出産期までの支援とかという形、それから教育部においては教育支援とかという形で総合的に子どもの貧困対策というのは講じていかなければと考えておりますので、その取りまとめとして計画を策定していくという形になってくるんではなかろうかと考えております。

子どもの意見をそこに反映するののかという部分につきましては、所管のほうが最終的には検討して決定をする形にはなるかと思うんですけども、計画策定の際、子どもの意見を聞くようにというのは基本方針として国も示している中身でございますのでそれに従って取り組むべきものと考えております。

以上です。

○委員長（上村和男君） いいですか。

またあした、ちょっと詳しくやってください。いいですか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） この令和5年度の組織体制からこの令和6年度のこども政策課が創設されることによって、具体的にどのように変わっていくのかというものをお示ししていただけたらなと思います。

○委員長（上村和男君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） まず組織的に大きく変わる部分としてこども家庭センターを設置するというのの一つでございます。これまでの家庭児童相談室、それから子育て世代包括支援センターというものを包括して統合する形でこども家庭センターを設置してこども家庭課という形で組織をしております。

これまでどうしても縦割りで、横の連携がなかなか取りづらいつかというような課題がございましたが、その辺が今後解消されていくことを期待してという形で組織構成を検討させていただいております。

それからこども政策担当という形で、こども政策課の中に政策担当を置くことによって、先ほどの御質問にもございました子どもの貧困対策、あるいはその他、子どもに関する施策の推進体制を取りまとめる部署を担当をつくることによって、さらに横の連携を深めたりとか、教育部門との連携も深めたりとかという形でより円滑な形で業務の推進ができるようにという形で組織のほうを見直しさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） ありませんか。

春口委員。

○委員（春口 茜君） こども食堂とか、プレイパークとか新たな子どもに関する取組の相談はこども政策担当でよろしいのでしょうか。

○委員長（上村和男君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） そうですね。おっしゃるとおり、こども政策担当のほうで所管をする形で予定しております。

以上です。

○委員長（上村和男君） それでは、これ以上具体的なのはあしたお昼からまたやりますので、そこで深く議論をしていただくというふうにします。

次へ移ります。

59ページ、職員研修事業、事業内容についてであります。

いいですか。説明願います。

永田課長。

○人事課長（永田貴也君） それでは、資料の59ページでございます。

職員研修事業の事業内容につきまして御説明をさせていただきます。

まず、事業予算額といたしまして709万円を計上させていただいております。

具体的な事業内容につきましては表に記載をさせていただいておりますが、市単独で行う内部研修と外部の研修機関等に職員を派遣する外部研修に区分をして作成をさせていただいております。内部研修が表の上から7件、それから外部研修が14件でございます。

内部研修といたしまして代表的なものを御説明いたしますが、新規採用職員研修でございます。こちらの予定といたしましては4月中旬、それから7月下旬に予定をしております。合計5日間ということで、新規採用職員を集めまして総合計画の内容であったりとか、人権学習であったり、あるいは公務員としての基礎知識などを研修メニューに盛り込

み、研修を実施する予定としております。

次に外部研修で、外部への派遣研修でございますが、福岡県市町村職員研修所で行われます各種研修への参加や滋賀県の全国市町村国際文化研修所への派遣、それから東京都の自治大学校で行われる研修に派遣をするものでございます。

また、人権関係の研修につきましては、九州を中心に開催される予定のものに職員を派遣するというところで今のところ予定をしております。それぞれ現在判明している日程と予定している日数を記載させていただいているところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） 2点あります。

市民サービスを向上させないといけない、そういったためには職員の研修によって職員の人への投資を進めることによってそういったことが達成されると思います。今言われたように、J I A M、全国市町村国際文化研修所の研修については恐らくこの外部の固定資産税とか税の徴収事務についてのものではないかと思うんですが、それ以外で何か検討しているものがあるのか。

やはりこの研修、いろんな税事務以外にも大学の先生だったり、自治体の職員が講師になって実践的な研修をやっている。オンライン研修を増やしているということなんですけども、やはり実践的なものと考えたら、やっぱり市町村の職員とか現場でやっている人が講師になっているものが質が高いのではないかと考えるのですが、そういったことを行っていくべきではないかというのがまず1点目ですね。

2点目なんですけども、ちょっと昨日も言ったんですけども、カスタマーハラスメントですね。接遇とかの研修は新規の入職してからそういった研修はパッケージに入っているとは聞いております。ただ、対応困難な事例というのもやはりあるというのでなかなか研修というのは難しいと思うんですけども、せっかく新規でこうやって20人、新規で中途も含めて29人職員を採用されるわけなので、せっかく入った職員がちゃんと対応できるように、例えば札幌市とかはカスタマーハラスメント対策ということでポスターを窓口に掲示している。それで、あとはかかってくる電話を例えばサービス品質向上のために録音しますということやるとカスハラが減ったと。ただ一方で、接遇もちゃんと対応するというので、そういったことも併せてやっていると思うんですが、その札幌の取組とか含めて何か検討していることとかはあるんでしょうか。

○委員長（上村和男君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） まず、1点目のJ I A Mの研修についてでございます。こちらにつきましては今おっしゃられた固定資産税の課税事務の研修もJ I A Mの研修でございますが、そこからその下の市町村税の徴収の事務、それからまちづくりの研修、多文化共生の研修、ここまでの4種類がJ I A Mの研修予定として予算計上のほうをさせていただいております。

今後につきましてもJ I A Mの研修、あと自治大学、それから県の市町村職員の研修所についてもこれは市町村職員が講師となって研修するメニューもございますので、そういったところを積極的に活用しながら人材育成に努めてまいりたいと考えます。

それから2点目のカスタマーハラスメント対策についてはこの表の中の上から3番目、ハラスメント防止研修を予定させていただいておりますが、これが今年度についてはカスタムハラ研修をテーマにした研修を行ってまいりたいと考えております。

また併せて別の取組といたしましても、カスタマーハラスメント対策の対応マニュアルみたいなものを今人事課のほうで作成しておりますので、新年度に向けて職員にそれを周知、研修しながら、市民の方々がおっしゃられることをまずは傾聴することが第一ではございますが、その後の対応の基本的な考え方、それから悪質なクレームに対する対応の仕方とかいうところも含めて研修のほうを進めてまいりたいと思っております。

また併せて、ポスターだとか、電話の録音のこともおっしゃられましたが、この辺も具体的に市としても考えていきたいと考えておりますので、ポスターにつきましてはなるべく早い段階で、録音につきましてはちょっと今回の予算計上には入っておりませんので、令和7年度以降にもしかしたらなるかもしれませんが、今後の検討課題として進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） いいですね。

西村委員。最後です。

○委員（西村和子君） 正確じゃなくて申し訳ないんですけど、市長の施政方針で、自ら考え自ら行動する職員を育てていくというのがあったと思うんですけど、それに該当する研修というのはどの辺りになるのでしょうか。

○委員長（上村和男君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） そうですね。代表的なところで幾つか御説明をさせていただ

きたいと思いますが、まず、eラーニング研修というのが上から5番目にありますが、こちらのeラーニング研修がメニューとしまして令和5年度の実績でも78講座ございます。その中からそれぞれの職員が選択をして、年間に4講座から5講座は最低受けましょうという形で取り組んでおります。

その中で、選択する講座についてもそれぞれ各自関心がある項目、あるいは上司と相談しながら自分の強み弱みを把握するためのものであったりとかという形で取り組んでもらっておりますので、そういった中でも自ら考えて動きができるようにというところのテーマに沿った研修ができていないかなと考えております。

また、市町村職員研修所においても階層別に研修がございますので、それぞれの階層ごとに求められる役割というのは学んでいけると考えております。

また最後に、自治大学校の第3部課程というところを挙げさせていただいておりますが、ここについても主に政策形成能力を学ぶ研修でございますので、そういった形で段階ごとにそれぞれの役割、課題に応じた研修を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（上村和男君） いいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） じゃあ、お疲れでございました。

入替えになりますので、会計課が来ますのでちょこっと休憩します。どうぞお疲れでございました。

休憩 午後3時58分

再開 午後3時58分

○委員長（上村和男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

会計課一般事務事業手数料の増額理由。説明を願います。

職員が入れ替わっていますので、宗貞部長から紹介をお願いいたします。

宗貞部長。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 続きまして、会計課のほうから1件報告させていただきますのでどうぞよろしくをお願いいたします。

職員の紹介をさせていただきます。

会計課長の岡本でございます。

○会計課長（岡本有司君） 岡本でございます。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 会計課出納担当係長の葉山でございます。

○出納担当係長（葉山順子君） 葉山です。よろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） それでは、会計一般事務事業手数料の増額理由について、課長から説明願います。

課長。

○会計課長（岡本有司君） それでは、資料の60ページをお願いいたします。

会計課一般事務事業、手数料の増額理由ということで、要求まいっております。

この事務事業、令和6年度事業予算額652万3,000円、全て一般財源でございます。うち手数料予算が546万8,000円となっております。

下の表に、令和5年度と6年度の予算の比較を添付いたしております。

事業予算額としては549万6,000円の増。そのうち手数料予算額が541万円の増ということで、増の理由がほとんど手数料、予算も増となっております。

主な理由といたしましては、下に2点記載をいたしております。

1点目が公金取扱手数料、これが530万4,000円計上をいたしております。これは令和6年度からの新規事業でございます。これは公金の支払いにつきましては、現在、その振込手数料については無料でございますけれども、内国為替制度運営費、これは銀行間のお金のやり取りに係る手数料のことでございますけれども、この制度の見直し、導入に伴いまして、公金につきましても本年10月から1件の支払い当たり消費税込みの額ですけれども68円の銀行手数料が発生することとなっております。

これに伴いまして当該銀行間の手数料相当額を指定金融機関、筑紫野市で申し上げますと筑紫農業協同組合でございますけれども、こちらへ負担するものでございます。これは筑紫野市に限らず、全ての地方自治体、都道府県、市町村全てにかかってくるものでございます。

令和6年度におきましては、10月から3月まで6か月間の支払い分7万8,000件分について計上をさせていただいております。延べ件数でございます。

2点目が、「公振くん」利用手数料ということで10万6,000円、これも新規に計上させていただいております。これは現在、電気、電話、上下水道料金等につきましては納付書により支払いを行っておりますけれども、支払事務の効率化のため、令和7年

1月から口座振替による支払いを予定いたしておるところでございます。これに伴いまして口座振替と財務会計システムを連動して予算管理を行うためのシステム「公振くん」、これに対する利用手数料が発生するものでございます。

令和6年度におきましては、1月から3月の3か月分、これの基本使用料、それと1件当たりの利用手数料、今のところ66円と見積もっておりますけれども、これの延べ1,350件を予定しておるところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 説明ありがとうございます。

「公振くん」なんですけれども、これを取り入れることでどのような事務作業が効率化となるのか。また、いろいろ調べてたら何かこれを取り入れているところは削減効果ですかね、年間幾らのコストが削減しましたというのがあったんですが、どれぐらいのコスト削減を見込んでいるのかお尋ねします。

○委員長（上村和男君） 課長。

○会計課長（岡本有司君） 今現在行っている事務といたしましては、例えば九州電力、もしくはNTTのほうから納付書が届きましたら、原課のほうで支出命令書等の帳票、こういうものを出力し、必要な書類をつけて決裁をもらいながら会計課に提出をするというふうな手続がございます。

会計課においてはこれを例えば金額が間違っていないとか、もしくはその支払日が間違っていないかというのを三重にチェックをして、その後に指定金融機関のほうに送付しておるところでございます。

全て手作業で行っておるところでございますけれども、この「公振くん」を導入することによりまして、全て情報が電子化されて市役所のほうに届くということで、会計課にこういうふうな支払いについては全面委任にさせていただいて一括して全市的な支払事務を行うということで、各課の作業というのが予算管理、いわゆる予算が足りるかどうとかかそういうところ、もしくは極端に請求金額が大きくなってないかというふうなチェック作業だけになってまいります。

一方、手作業ものが全くなくなりますので、データをやり取りするということだけになります。そこに一括して私どものほうが資金を送ることによって自動的に引き落とすとい

うふうな手続になりまして大幅に事務軽減、それと支払遅延に対するリスク、支払漏れと
いうのがなくなってくるというメリットがございます。

金額的な効果の部分でございますけれども、人件費ベース、どの程度職員のこれにかかる
時間が削減されるかというところで試算をさせていただいておるところなんですけれども、
これは年間ベースでございますけれども、年間約150万円程度の経費節減になると見込んで
おります。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。

田中委員。

○委員（田中 允君） この意味が分かんない。「当該銀行間手数料相当額を指定金融機
関へ負担するもの」と書いてある。この中身を具体的に。

○委員長（上村和男君） 課長。

○会計課長（岡本有司君） この内国為替制度運営費という言葉でございますけれども、こ
の背景でございますのが令和2年7月に国の成長戦略実行計画というのが立てられており
ます。これは閣議決定をされておるところでございます。

この中の一つに決済インフラの見直しというものが記載をされております。この中の一
つに振込手数料の見直しをしなさいというふうな内容が盛り込まれております。これはキ
ャッシュレス決済がどんどん今進んでおりますけれども、全て現金によるやり取りではなく
て銀行振込、キャッシュレスですね。お金をもう自分たちが動かさないでやるやり取りが
非常に増えてきておると。振込による決済が増えてきておると。

その中で、この振込手数料がキャッシュレス決済普及、振込手数料の手数料が高いとい
うことで振込手数料の負担、これが非常に普及の障がいとなっておるというところで、今
までは銀行間の手数料そのものが128円から178円ぐらい。これは公正取引委員会の調査報
告の数字でございますけれども、この程度の額はかかっておった。それが振込手数料に付加
されておったという状況でございますけれども、これを引き下げようということ、こ
の協議の上、内国為替制度運営費ということで税込みでいうと68円ということで大幅に引
き下げられることになったということでございます。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 引下げになったのなら、何で増額になるのかなと思ってね。分か
りますか。

○委員長（上村和男君） 岡本課長。

○会計課長（岡本有司君） 一般的にこの利用料、振込手数料の見直し、これで一般的な振込手数料は下げられたところでございますけども、それに伴いましてこの会合の中で対象となる取引について言及もされております。

この為替取引銀行間取引については、今まで公金については銀行間取引も手数料は無料で行ってまいりました。これがこの制度改正に伴いまして、為替取引の種類、金額にかかわらずこういう費用が発生しているということで、一律にこの金額を設定するということが決定されております。ということで、今まで私ども公金の振込につきましては無料でありましたのが、公金の振込についても一律この金額が負担増となってくることから、大きく公金に対してもこの金額を求められておるところでございます。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 例えば、福銀からJA、うちは指定金がJAたいな。そのときにも福銀からやから高いとか、JA同士やったら支店から入金すれば安いとか、昔あったような気がするんですけど、そこら辺りについてはどのようになっていますか。

○委員長（上村和男君） 岡本課長。

○会計課長（岡本有司君） 私ども支払事務につきましては筑紫農業協同組合から全て支払いを行っておるところでございます。筑紫農協から筑紫農協、同じ支店内であれば手数料はかかりません。ただし、他の金融機関に送金をする際に68円の手数料がかかってくるということになっています。

○委員長（上村和男君） いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） では、終わります。お疲れでございました。

最後に一つだけ、積み残しのやつを。ふれあい広場の駐車場の件が残っておりますので、管財課が入ってまいります。

もう一度持ち帰って検討し直して説明し直したいという申出がありますので説明を受けたいと思います。

それでは、部長のほうから説明してください。

○総務部長（嵯峨栄二君） すいません。再度説明のお時間をいただきます。

今回、予算審査資料32ページ、庁舎管理事業とふれあい広場整備事業でございます。

まず、緑化整備につきましては、筑紫野市緑化の推進等に関する条例に基づきまして、

ふれあい広場などの庁舎敷地内において支障のない範囲で設置をしていくということでございます。

次に、ふれあい広場に駐車場の区画を整備するということについてでございます。再度の説明になると思いますが、まず最初に御理解いただきたいのは庁舎建設時からの用途を変更するということではないでございます。あくまで第一義としては災害時への防災広場、こちらは全く変わっておりません。

続いて、ふれあい広場としての活用、今回地産地消マルシェ使わせていただきました。運用基準をちょっと見直しながら進めてまいったところでございますが、ここも当然イベントがあるときは駐車場としての利用というのは全くございません。防災広場が第1、第2義としてふれあい広場としてのイベントの開催、ここに関しては車の駐車場としての利用はしないと。ただし、そういったことが全くないような時期、ふれあい広場として何も活用してない、このときに駐車場として活用をしたいということでございます。

ここに付きましても、あくまで市民の皆様からの御意見とかで、駐車場から庁舎までが遠いとか、庁舎の近くに駐車場があったほうが良いという御意見もいただきましたので、今回、ふれあい広場、緑化も行うというところも含めまして、駐車場としての活用、少なくともそういった場面で活用できないかという検討の上、こちらを駐車場としても空いているときであれば検討していくということになりました。

あくまでも市役所の開庁時間ということに限定をしております、夜間や休日、こちらについては駐車場としての活用はせず、チェーン等で塞いでそのままの今の現状の広場という形で活用するというので、そういった御意見もありましたので少しでも市民の皆様の利便性の向上を図れるようにということで、時期によって駐車場の活用をしたいということでございます。

なお、今回お示しをしております図面につきましては、あくまでもイメージ図ということで捉えていただいて、冒頭の説明でも申しましたように駐車場が不足しているということとはございませんので、様々な意見を伺いながらこういった形で、例えばまごころ駐車場の設置がいいのかということも含めて検討してまいりたいというふうに思っておりますし、その都度、詳細、または案というものが煮詰まってきました場合には議会のほうに報告しながら御提示しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） 防災の観点が一番の理由ということなんですけども、災害時に満車だったらどうされるんですかね。

○委員長（上村和男君） はい。

○総務部長（嵯峨栄二君） 災害時の防災広場というのが、基本的には一時的な避難場所、もしくは備蓄の分の測量、備蓄のものを置く。あとは緊急の自衛隊であったり、消防だったりの車両の駐車場ということになると思いますけれども、市役所に来てあって、車で来られてる方たちも言わば被災者という形にもなろうかと思しますので、先ほど申した一時的な避難場所、例えば大規模震災が起こった場合、まずは市の避難所としても活用できるかという確認が当然必要になってまいろうかと思します。その確認ができた中で避難所として活用ができるということになりますので、それまでの間の一時的な避難の場所ということであれば、来庁者の方が来られている場合、避難の一時の場所という形でも捉えることができるのかなというふうには思っております。

○委員長（上村和男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 先ほど議論の中でも述べましたが、実際的に駐車場が不足していない事態の中でわざわざ駐車場をつくる必要性はないと思します。

ただ、市民の方が遠いとか近いとかいう話で40メートルかそのぐらいの分で、元県道を渡りながら来られとった分がこんなに便利になったと喜ばれておるところですが、そういうところに駐車場をつくってする必要性はない。1億円のお金をかけて、先ほどから議会の中でみんな議論して、10万円がどうだ、20万円がどうだ、何で減ったの、何で増えたのという議論をしているのに1億円の話をぼーんとこんなん持ってきて、そういうふうな駐車場はつくる必要性はないと思しますので、私は凍結されたらいかがかなと思します。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 委員会の中でも横尾委員のほうからも子どもが遊んでいるというところも御指摘があったと思します。駐車場が常時とまるようになれば、そういった子どもの遊び場もなくなってくるかなと思しますので、もう少しそういった部分も含めて検討されてはいかがかなというふうに思します。

○委員長（上村和男君） ちょっと待ってくださいね。意見を言っていますので。最後にまた何かあれば言っていただければ。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 私が心配するのは、例えば市役所に来ている人がまず駐車場に

とめているから、万が一災害が起きたときは、皆さんどけることは可能かもしれないとは思っていますよ。

ただ、今でも立体駐車場とか、ほかの市役所の駐車場でもたまに移動させてくださいというような貼り紙を見たことがあるんですね。万が一この駐車場にそういう方がいた場合、例えば真ん中にとめている人がいる場合は防災広場として使いたくても使えない状況があるかもしれないんじゃないかなというのが一つと、高原委員もおっしゃっていたんですけど、実際、立体駐車場って結構空いてて不足しているとあまり思ったことがないので、例えば1番から15番までぐらいの駐車場であれば、まだ広場として子どもたちも使えるのかなと思ったりしますし、1から1、2、3、4……、障がい者の人たちの駐車場のところに実際屋根も必要だよなって思ったりするんですけども、そのようなこともちょっと考えたりします。

以上です。

○委員長（上村和男君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 先ほどから皆さんの意見を言われていると思うんですけど、今の説明でいうと、要は開庁時に駐車場というのを使用してもらおう。そして閉庁したらチェーンをかけてすると。でもよくよく考えると、災害時に主たる用途をしているわけですから、災害っていつ何どき起きるか分かりませんよね。

そういったときにも、ダブって山本委員の言われたことも、高原委員の言われたことにも通じてくると思うんですけど、車がもう置きっ放しになっている状況でどけてくださいと言うことは、その所有者がいない場合、緊急車両、要は自衛隊なり、消防、救急車、そういったものが集まってくるときに、じゃあ、強制的にレッカーか何か移動してからやるのかということまでなってくると思うんですけど、そこを考えると私も高原委員の意見に同意したいと思います。

以上です。

○委員長（上村和男君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） 意見なんですけども、このふれあい広場の活用がマルシェとかでやっと始まって、まずそういった形で市民主体のイベントとか、そういったものを増やしていく、そういったものの活用を先に考えていく必要があるんじゃないかというふうに私は考えました。

○委員長（上村和男君） ほかにありませんか。

これは、もともとは庁舎管理規程かなんかあるんですかね。規則ですか。条例ですか。何でここは規定されているのでしょうか。庁舎管理規程。

○総務部長（嵯峨栄二君） 庁舎の管理については庁舎管理規則という形ですね。ふれあい広場については運用基準という形で。

○委員長（上村和男君） そしたら、それは議会の承認は要らないのでこういうふうに提案してきた。もともとね、ここはどういう目的のために説明されてつくられたところかをあなたたちは承知の上でこういう提案をされて、予算化されて、提出してこられているんですか。

もともとはここは何に使うというところだったのか。それを変更するっちゅうことは、これをちょろっとしたような話じゃないんですよ、これ。市庁舎をなぜここに建てたかね。そのときの社会情勢や背景を考えているんですか。東日本震災が起こった後、熊本が起こるんですよ。そのときにも熊本でもある市庁舎が崩壊したんですよ。そのとき市会議員だったみんなはぞっとしたんですよ。職員の皆さんもぞっとしたでしょう。ですから、もう危ないというふうになって、急いでここにつくろうというふうになって、ああいう広場、そのために、いざというときにつくっておきましょうという説明もあり、それであそこに臨時用のトイレのマンホールは幾つあるんですかという議論をしたりしたことがあります。そういう広場ですよ。それをあんだ、駐車場はまだ空いとるばってん、ただちゅうことはないけど駐車場にしますという話は誰がやっている話ですか、これは。

大きな市庁舎の管理、あるいはここがどういう目的でつくられたかちゅうのを変更するような大きな動きだから、高原委員が言われるようにやっぱりそれは簡単に議会もうんとは言いにくいんですよ。

そういうことを持ち帰っていただいて、再度やるかはもう程よい落としどころをみんなで考えるか。取り下げるのが一番いいけど、あなたたち執行部が。取り下げなければもう凍結するしかないの。

私はこの場はそれぐらいで収めて、また話し合うことはやぶさかではありませんので。そのときにまた新しい提案があれば持ってきてもらってもいいし。あと何日間か続きますから。最後は意見交換、討論もやりますから、そこでどうするかという話になりますので。今日はこれぐらいでよろしいでしょうか。

部長が何か言うて帰りたければ言ってもいいです。

○総務部長（嵯峨栄二君） ちょっとまた考えていきたいと思います。

○委員（田中允君）これを誰か言よったことが庁議の中でどげな話合いがなされるとやっ
て。

○委員長（上村和男君） よろしいでしょうか。

○委員（高原良視君）提案内容を変えるということはおかしくなるからね。取り下げるん
だったら、予算組み替えないかんことになるけんね。このままやったらいかんよ。

○委員長（上村和男君） 私どもがみんなで相談して、あなたたちとも相談して、じゃあ
凍結したほうが一番いいでしょうということになればそうさせてもらうようになりますの
で、もう少しお互い悩んでみましようかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） では、今日の予算審査常任委員会はこれまでで閉会といたしま
す。

あしたは1時から、この場でまた各課集中審査の続きのところから始まりますので御参
集よろしくお願ひ申し上げます。

では、これで終わります。お疲れでございました。

————— . ————— . —————
散会 午後4時26分